

# 第4次養父市障がい者計画

## 第7期養父市障がい福祉計画

### 第3期養父市障がい児福祉計画

～障がいのある人もない人も共に生きる福祉の郷・養父市～



令和6年3月

養父市



## 【目次】

# 第4次養父市障がい者計画

## 第1章 計画の基本的な考え方

第1節 計画策定の背景と趣旨	1
第2節 計画の位置づけ	2
第3節 計画の期間	3

## 第2章 養父市における障がい者の現状と課題

第1節 養父市の人口と世帯数	5
第2節 障害者手帳所持者数の推移	7
第3節 ニーズ調査（アンケート調査）の結果	13
第4節 養父市障がい者計画（平成30年度から令和5年度）の検証と課題	27

## 第3章 計画の基本理念と視点

1 基本理念	32
2 基本的視点	33

## 第4章 施策の展開

### 基本目標1 安心して暮らせる基盤づくり

1 療育・教育支援の基盤づくり	35
2 生活支援の基盤づくり	36
3 住みやすい環境の基盤づくり	40

### 基本目標2 生きがい・社会参加の環境づくり

1 雇用・就労の基盤づくり	42
2 文化・スポーツ活動の推進	43

### 基本目標3 共に支えあう環境づくり

1 広報・啓発の充実	44
2 障がい福祉にかかわる団体等の活動支援	45
3 障がい福祉にかかわる人材の育成	45

## 第5章 計画を推進するために

1 計画の周知	46
2 推進体制づくり	46
3 障がい福祉計画におけるPDCAサイクルのプロセス	47

## 【目次】

### 第7期養父市障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画

#### 第1章 基本的な考え方

1	計画策定の趣旨	48
2	計画の基本理念	48
3	計画の期間と推進体制	49
4	計画の策定方針	50
5	養父市自立支援協議会の協力	50
6	アンケート調査（ニーズ調査）の結果	51

#### 第2章 成果目標（令和8年度の数値目標）

1	福祉施設入所者の地域生活への移行	57
2	精神障がい者を地域で支える体制の構築	57
3	地域生活支援の充実	58
4	福祉施設から一般就労への移行等	58
5	障がい児支援の提供体制の整備等	59
6	相談支援体制の充実・強化等	60
7	障害福祉サービス等の質の向上	60
8	その他	61

#### 第3章 障害福祉サービスの必要量及び確保のための方策

1	障害福祉サービスに関すること	63
2	地域生活支援事業に関すること	72
3	障がい児通所支援に関すること	78

# 第1章 計画の基本的な考え方

## 第1節 計画策定の背景と趣旨

【障害保健福祉施策の歴史】※抜粋

平成18年 障害者自立支援法施行

平成24年4月 障害者自立支援法・児童福祉法の一部改正施行（※相談支援の充実、障害児支援の強化など）

平成25年4月 障害者総合支援法施行（※地域社会における共生の実現、難病等を対象）

平成28年4月 障害者差別解消法施行

平成30年4月 障害者総合支援法・児童福祉法の一部改正施行

令和3年9月 医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律施行

国の障害者施策に対する関係法が施行、一部改正される中で、障がい者が自ら望む地域生活を営むことができるよう、生活と就労に対する支援の一層の充実や、高齢障がい者における介護保険サービスの円滑な利用を促進するための支援の拡充、サービスの質の確保・向上を図るための環境整備等が進められます。

本市では、平成30年3月に「第3次養父市障がい者計画及び第5期養父市障がい福祉計画」（以下「養父市障がい者プラン」という。）を策定し、令和3年3月に「第6期養父市障がい福祉計画（第2期養父市障がい児計画）」を策定しました。

養父市障がい者プラン及び第6期養父市障がい福祉計画（第2期養父市障がい児計画）では、基本理念を「障がいのある人もない人も共に生きる福祉の郷・養父市」として、計画の基本理念を定め、障がいのある人が自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービス、地域生活支援事業、相談支援事業の提供体制の確保等に努めてきました。

このたび、令和5年度末で現行の「障がい者計画」「障がい福祉計画」及び「障がい児福祉計画」の計画期間が終了するため、市における障がい者の状況を踏まえ、障がい者のための施策に関する理念、基本方針を定めるため、新たな「障がい者計画」及び「障がい福祉計画（障がい児福祉計画）」（以下総じて「本計画」という。）を策定しました。

## 第2節 計画の位置づけ

### 1 本計画の位置づけ

本計画は、「障害者基本法」第11条第3項に基づく「市町村障害者計画」と、「障害者総合支援法」第88条第1項に基づく「市町村障害福祉計画」、「児童福祉法」第33条の20第1項に基づく「市町村障害児福祉計画」を一体的に策定するものであり、本市における障がい者（児）施策全般に関する基本計画として位置づけ、今後、市が進めていく障害福祉サービスにかかわる支援施策の方向性及び数値目標を定めます。

### 2 他の計画との関係

本計画は、国及び兵庫県の計画（ひょうご障害者福祉プラン等）を踏まえ、本市の高齢者福祉計画・介護保険事業計画、健康増進計画及び子ども・子育て支援事業計画等の各種計画との整合性を図り策定しています。

#### ◆障がい者計画・障がい福祉計画・障がい児福祉計画の関係

計画名	障がい者計画	障がい福祉計画	障がい児福祉計画
法的根拠	障害者基本法	障害者総合支援法	児童福祉法
市町村の策定義務	義務	義務	義務
計画の性格	○障がい者の施策全般にわたる計画 ○基本的な事項を定める	○障害福祉サービスに関する計画（3年間の実施計画）	○障がい児福祉サービスに関する計画（3年間の実施計画）
国・県計画との関係	市町村障害者計画は、国の障害者基本計画及び都道府県障害者計画を基本にして策定	国の基本指針に則して作成し、市町村障害福祉計画を積み上げていく形で都道府県障害福祉計画を策定	国の基本指針に則して作成し、市町村障害児計画を積み上げていく形で都道府県障害児福祉計画を策定

### 第3節 計画の期間

本計画は、令和6年度から令和11年度までの6年間とします。

ただし、障がい福祉計画及び障がい児福祉計画は、障害者総合支援法及び児童福祉法に基づく障害福祉サービス等の確保に関する計画であることから、第6期障がい福祉計画の計画期間に引き続き、令和8年度を目標に、令和6年度からの3年間で計画期間とします。

なお、国の動向に伴い、計画の根幹となる法律や制度等について大幅な変更が生じた場合は、適宜見直しを行うものとします。



#### (計画の対象者)

本計画は、障がいのある人もない人も、共に生活し、活動できる地域をめざし、ノーマライゼーションの理念に基づき、すべての市民を対象とします。

# 養父市まちづくり計画

## 地域福祉計画

第4次養父市障がい者計画

第7期養父市障がい福祉計画

第3期養父市障がい児福祉計画

健康増進計画

高齢者福祉計画・介護保険事業計画

子ども・子育て支援事業計画

連携

養父市社会福祉協議会

地域福祉推進計画

## 第2章 養父市における障がい者の現状と課題

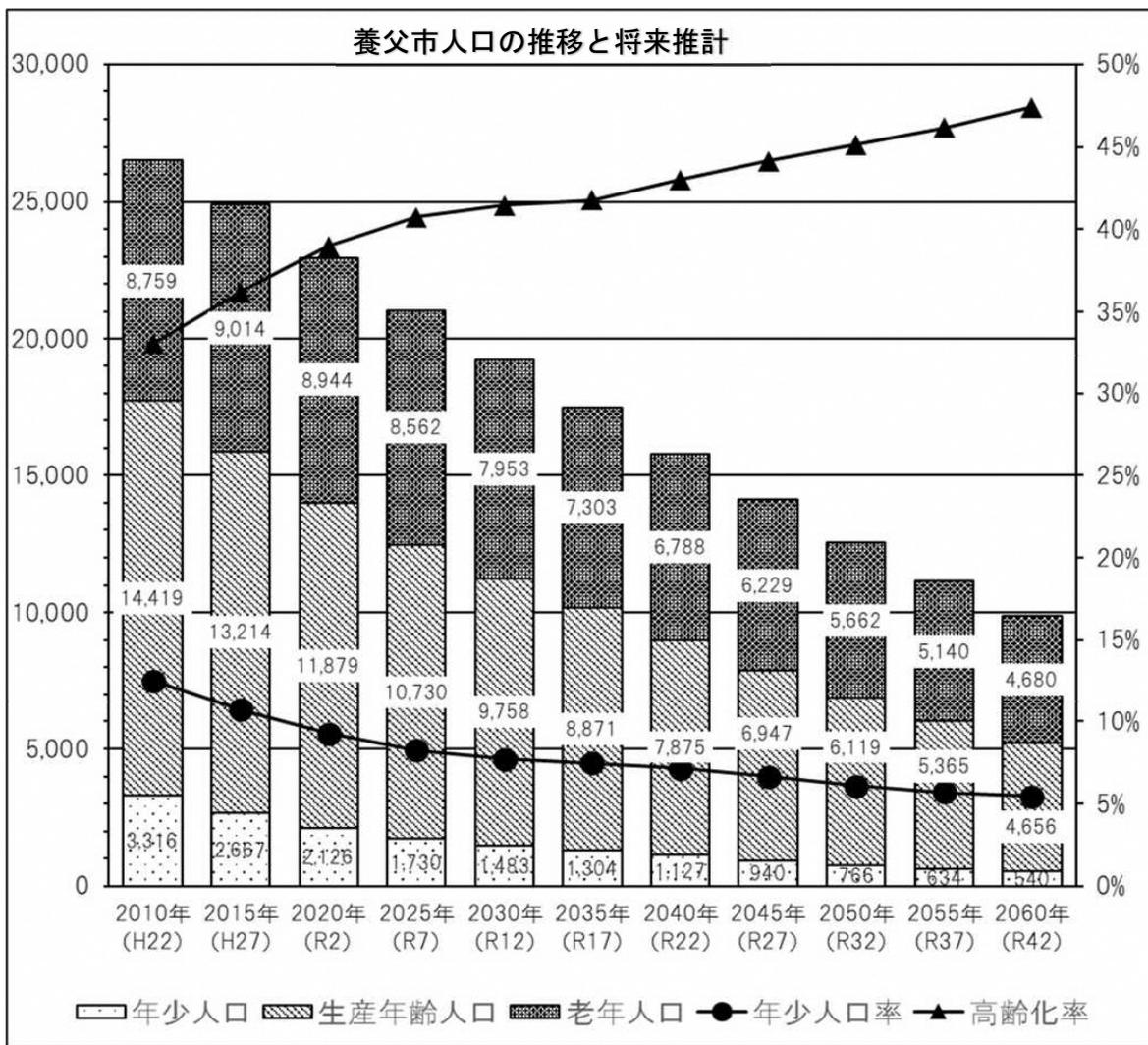
### 第1節 養父市の人口と世帯数

#### 1 人口の動向

養父市は平成16年に養父郡4町が合併し誕生しました。合併当時は約3万人だった人口が令和5年10月1日現在（住民基本台帳）21,590人と、概ね、推計人口と一致している状況となっています。

令和2年以降、今後、1年間に2,000人前後ずつ減少し、人口は、令和42年には9,876人になると推計されています。

なかでも年少人口や生産年齢人口が大きく減少し、65歳以上の高齢者の割合が増加しており、高齢化が一層急速に進んだ状態です。



	H22	H27	R2	R7	R12	R17	R22	R27	R32	R37	R42
総人口	26,501	24,895	22,948	21,022	19,194	17,479	15,790	14,116	12,548	11,140	9,876

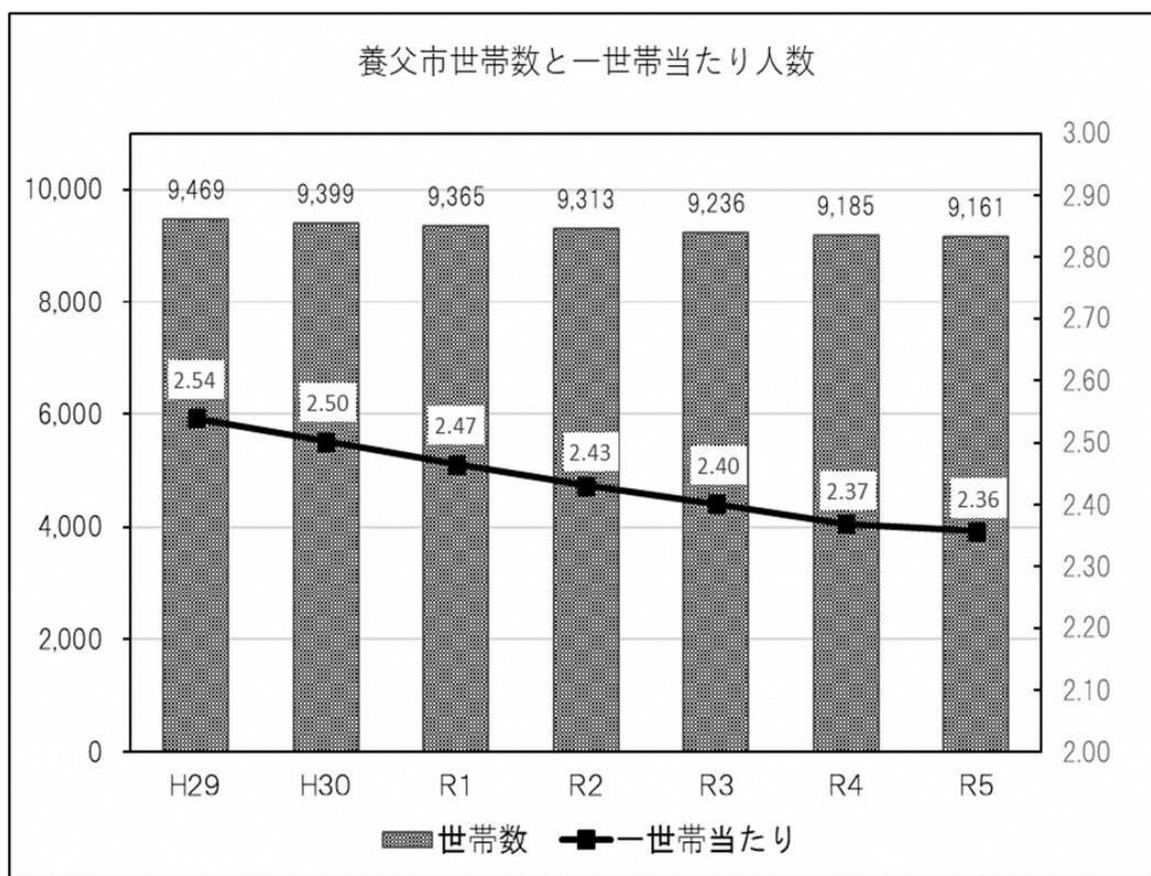
(まち・ひと・しごと創生総合戦略 養父市人口ビジョン H27.10)

## 2 世帯の動向

平成元年から平成20年までは、市営住宅の建築、分譲地の開発による住宅の新築、老人ホーム等の開設等により、世帯数は世帯増加しましたが、以後は年々減少の一途をたどっています。令和5年3月31日現在では、9,185世帯となっています。

さらに、一世帯当たりの人員も減少しており、平成元年には、一世帯当たり3.6人でしたが、平成29年では2.54人、令和5年10月1日現在では、2.36人、世帯数の極端な減少はないものの、一層、世帯の小規模化が進行しています。

	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
世帯数	9,469	9,399	9,365	9,313	9,236	9,185	9,161
人口	24,044	23,510	23,087	22,634	22,177	21,756	21,590
一世帯あたり	2.54	2.50	2.47	2.43	2.40	2.37	2.36

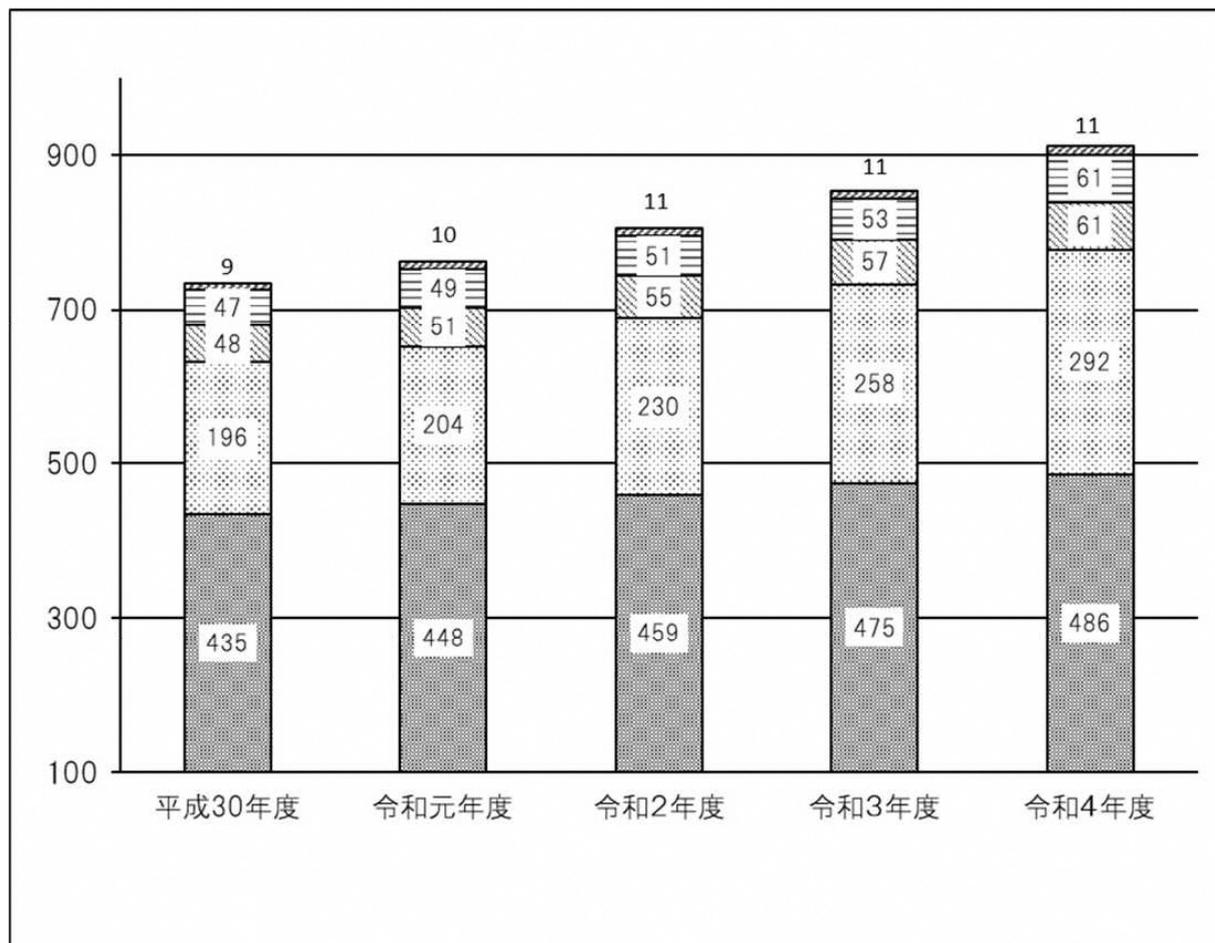


## 第2節 障害者手帳所持者数の推移

### 1 身体障がい者

#### (1) 身体障害者手帳所持者数の推移

身体障害者手帳所持者数全体の推移をみると、年々増加し、平成30年度末の735人から、令和4年度末には911人となっており、肢体に関係する手帳の交付が多くなっています。

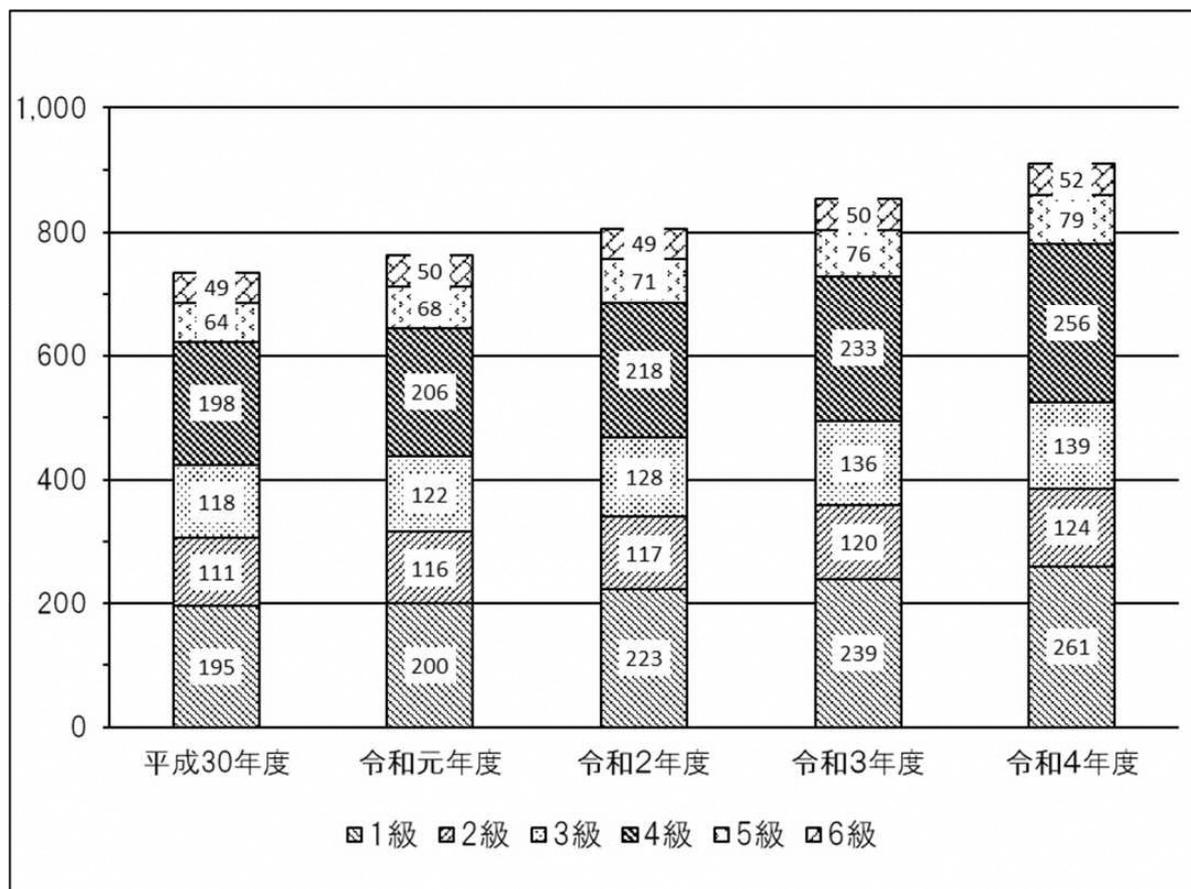


(単位：人)

障がい区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
音声言語	9	10	11	11	11
聴覚	47	49	51	53	61
視覚	48	51	55	57	61
内部	196	204	230	258	292
肢体	435	448	459	475	486
平衡機能	0	0	0	0	0
計	735	762	806	854	911

(2) 障がい等級別身体障害者手帳所持者数の推移

前期計画時には、障がい等級別にみると、多少増減はあるものの、身体障害者手帳所持者数は年々減少してしまいましたが、平成30年以降増加傾向にあります。特に、1級所持者の人数が令和4年度末で66人の増となっています。



(単位：人)

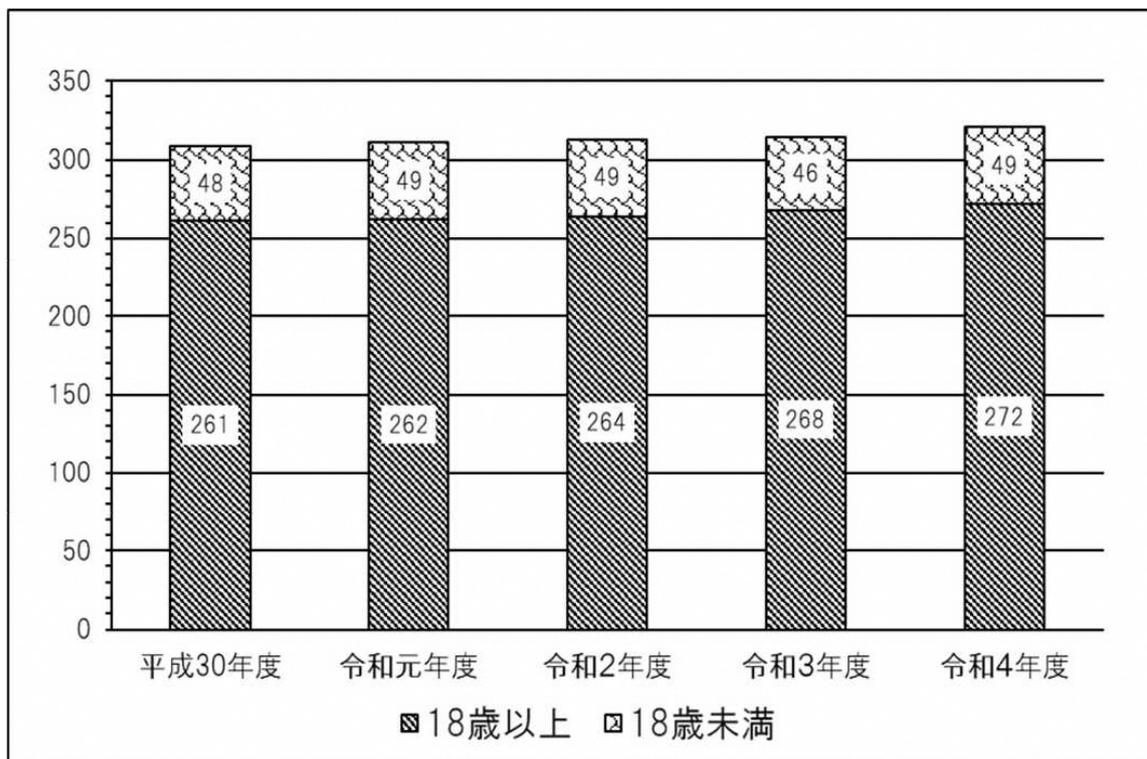
障がい等級	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
1級	195	200	223	239	261
2級	111	116	117	120	124
3級	118	122	128	136	139
4級	198	206	218	233	256
5級	64	68	71	76	79
6級	49	50	49	50	52
計	735	762	806	854	911

## 2 知的障がい者

### (1) 療育手帳所持者数の推移

療育手帳所持者数の推移をみると、平成 30 年度末の 309 人から徐々に増加傾向にあり令和 4 年度末には 321 人と 5 年間で 12 人増加しています。

また、令和 4 年度末における 18 歳未満の比率は約 15%となっています。

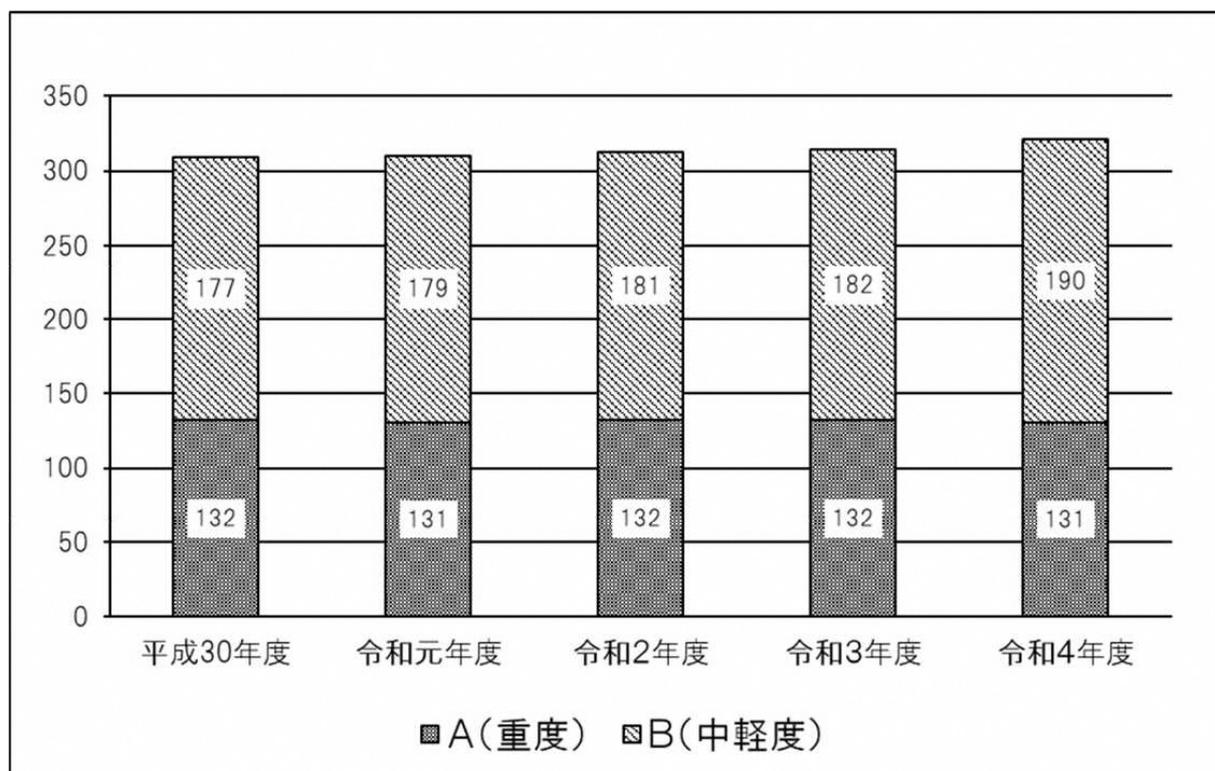


(単位：人)

年齢階層	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
18 歳以上	261	263	264	268	272
18 歳未満	48	47	49	46	49
計	309	310	313	314	321

(2) 障がい程度別療育手帳所持者数の推移

手帳交付増減数は、1件、2件の増となっており、大きな増となっている年はありません。



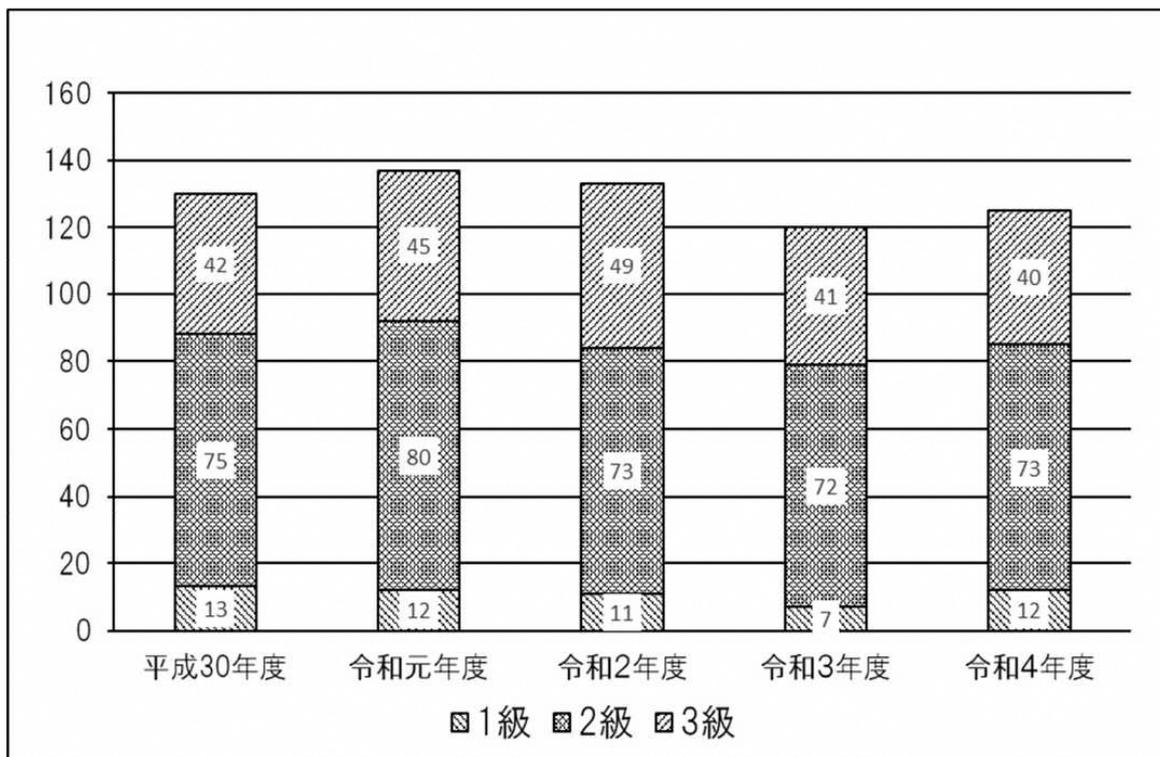
(単位：人)

障がい程度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
A (重 度)	132	131	132	132	131
B (中軽度)	177	179	181	182	190
計	309	310	313	314	321

### 3 精神障がい者

#### (1) 精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移

精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移をみると、平成30年度は130人、令和元年度には137人と微増しているが、その後は、減少傾向となっています。

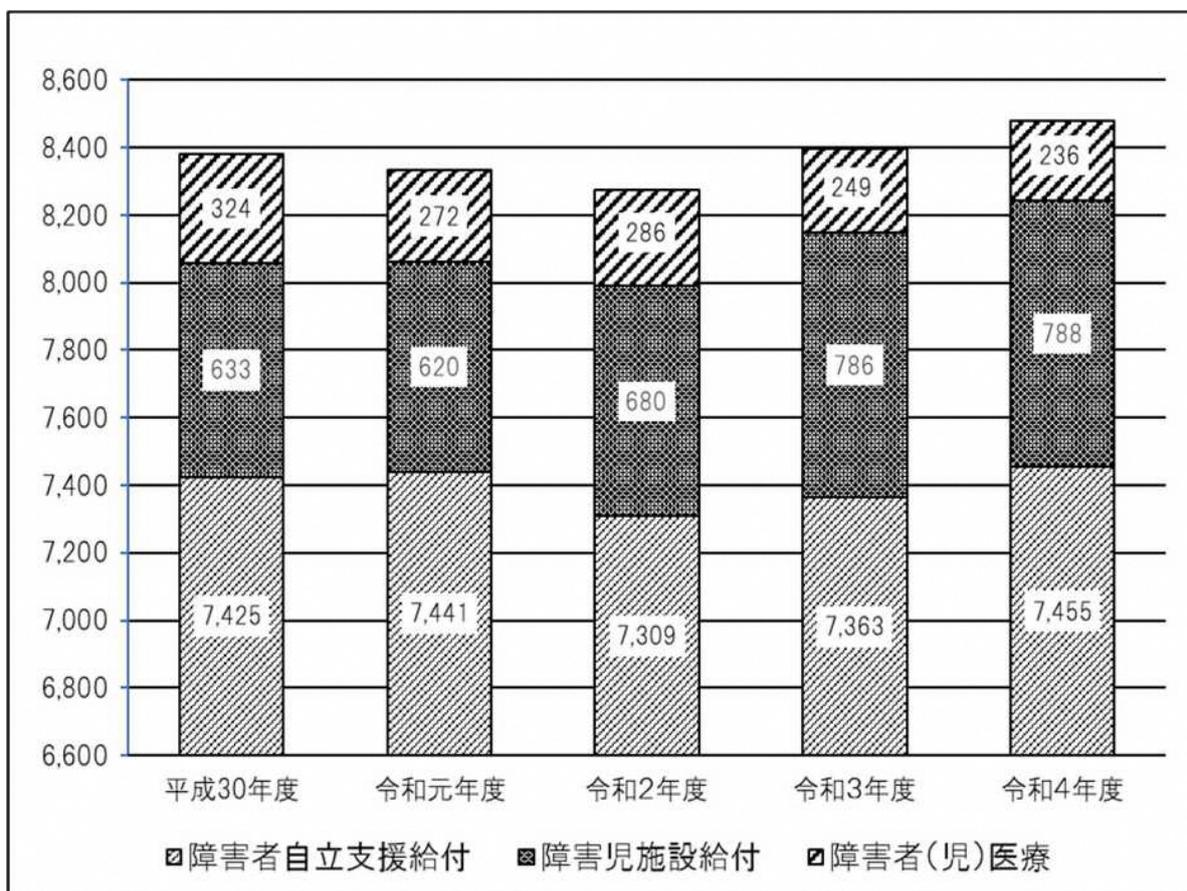


(単位：人)

等級	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
1級	13	12	11	7	12
2級	75	80	73	72	73
3級	42	45	49	41	40
計	130	137	133	120	125

#### 4 障がい児施設給付費、障害者総合支援給付費における延利用件数の推移

平成27年度から平成30年度までは、毎年増加したが、令和元年度、令和2年度は減少となり、令和3年度から増加傾向となっています。



	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
障害児施設給付	633	620	680	786	788
障害者(児)医療	324	272	286	249	236
障害者自立支援給付	7,425	7,441	7,309	7,363	7,455

### 第3節 ニーズ調査（アンケート調査）の結果

#### 【調査概要】

#### 1 調査目的

「第4次養父市障がい者計画」及び「第7期養父市障がい福祉計画」策定にあたり、障がい者の状況やニーズ、さらに障がい者施策への要望を把握し、計画策定の基礎資料とするため実施した。

#### 2 調査方法

(1) 調査対象 令和5年11月1日現在、市内に住所を有する障害者手帳所持者に送付

身体障害者手帳所持者	893人
療育手帳所持者	242人
精神障害者保健福祉手帳所持者	156人

(2) 実施方法 郵送による配布、回収

(3) 調査期間 令和5年11月1日～11月24日

(4) 回収状況	身体障害者手帳所持者	510人	(回収率 57.11%)
	療育手帳所持者	124人	(回収率 51.23%)
	精神障害者保健福祉手帳所持者	66人	(回収率 42.30%)

#### 3 集計上の留意点

回答率は小数点第二位を四捨五入して少数点以下第一位までを表記。

※参考（年齢区分別）

区 分	身体障害者手帳所持者		療育手帳所持者		精神障害者保健福祉手帳所持者	
	発送数	回収数	発送数	回収数	発送数	回収数
0歳～5歳	0	0	5	2	0	0
6歳～12歳	3	1	21	11	0	0
13歳～17歳	2	2	22	7	0	0
18歳～29歳	7	3	66	25	1	1
30歳～39歳	11	5	34	22	17	5
40歳～49歳	23	14	32	17	26	11
50歳～59歳	46	18	30	13	43	12
60歳～64歳	52	24	12	6	23	9
65歳～70歳	99	56	12	10	27	11
71歳～74歳	113	63	3	1	10	3
75歳以上	537	261	5	3	9	4
(無回答)		5		3		3
老人福祉施設 入所、入院中		58		4		7

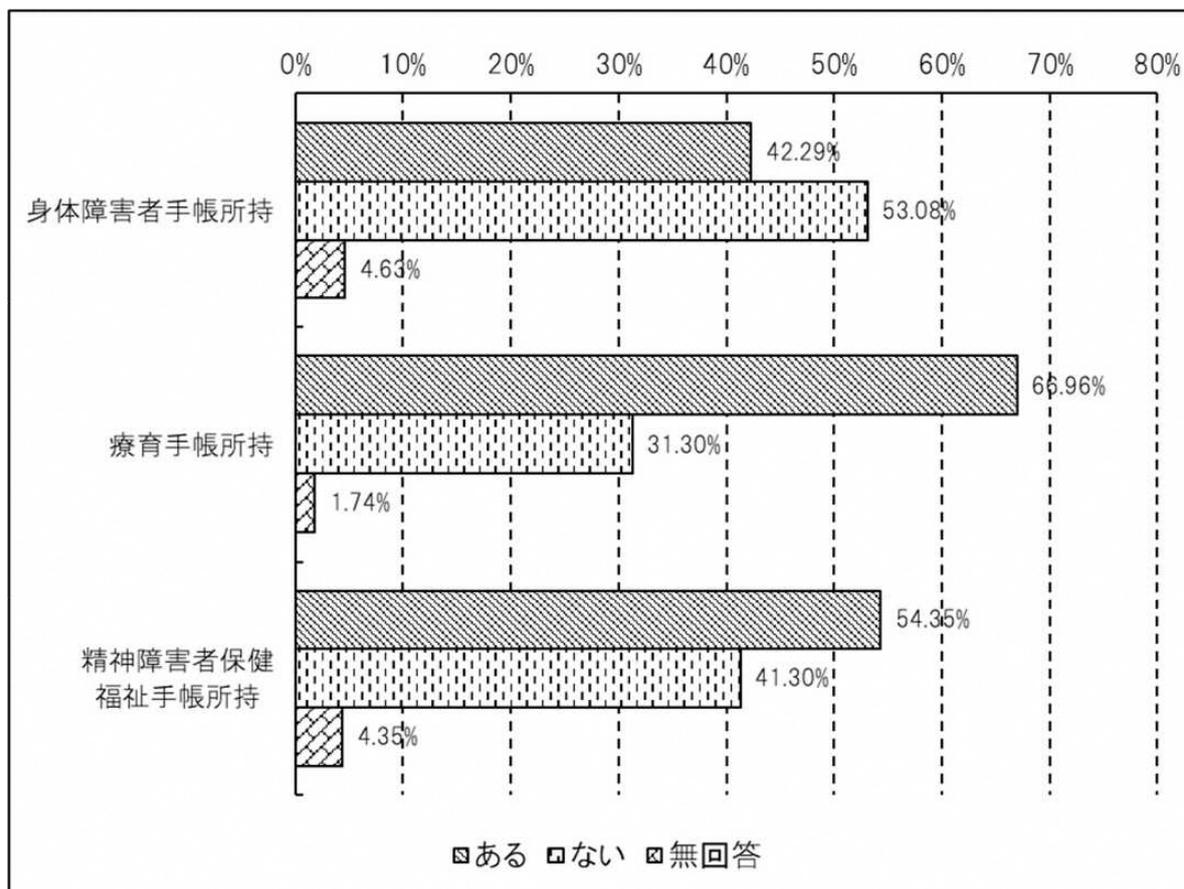
※老人福祉施設、入院中の方については、回答不要としました。

※無回答は、年齢区分を選択しなかった方です。

## 障がい者計画・障がい福祉計画にかかるアンケート調査の結果（抜粋） ～障害者手帳ごとの結果～

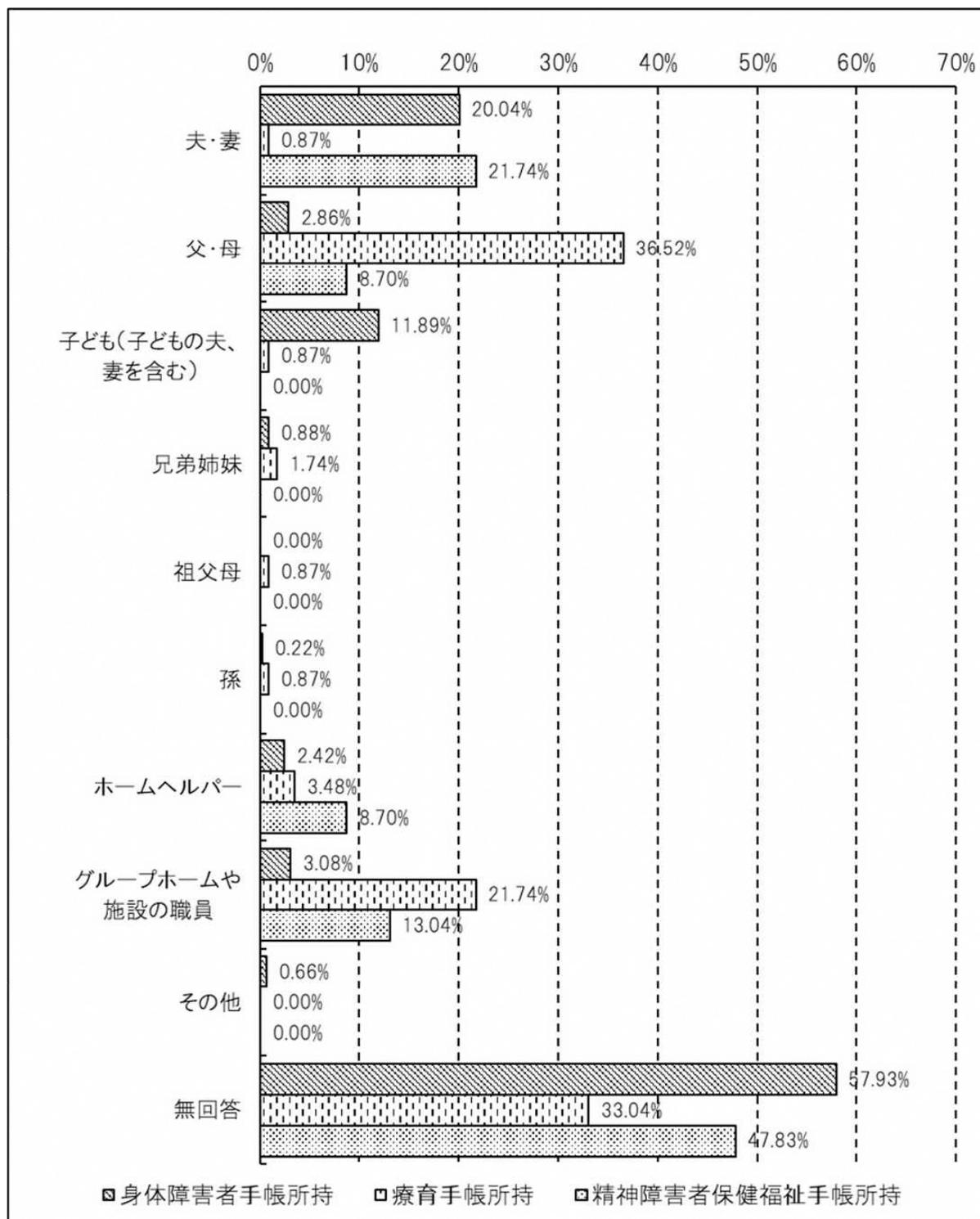
○あなたは、日常生活で介助（支援）を必要とすることがありますか。

身体障害者手帳を持っている方は、「支援が必要ない」が53%と、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を持っている方と比較し、10%～20%程度多い結果となっています。



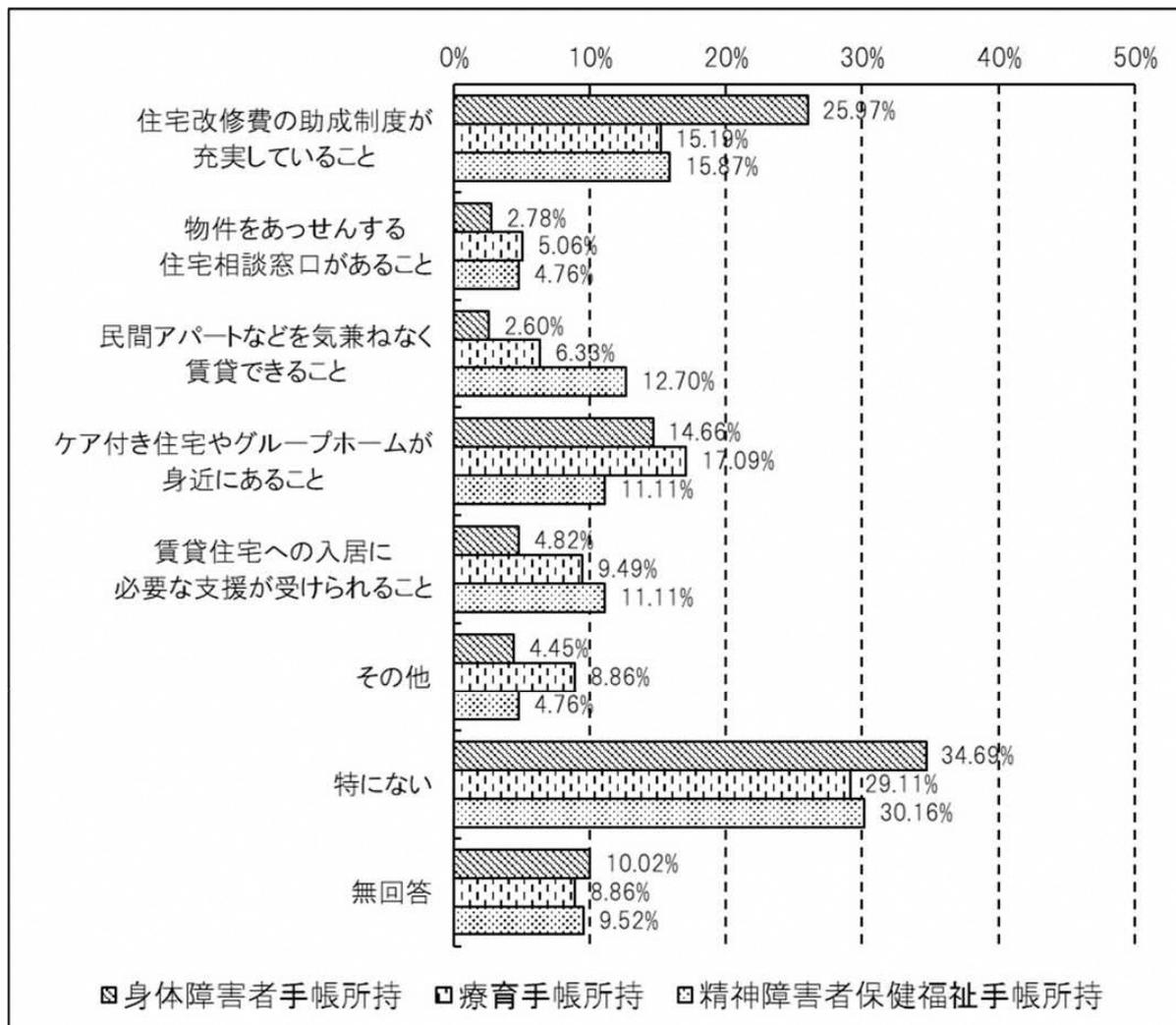
○主な介助者(支援者)は。

無回答を除くと、療育手帳を持っている方は、父母の割合が36.52%と多く、他の手帳を持っている方は、夫・妻の割合が20%前後となっています。療育手帳所持者の年齢が低いことが要因と考えられます。



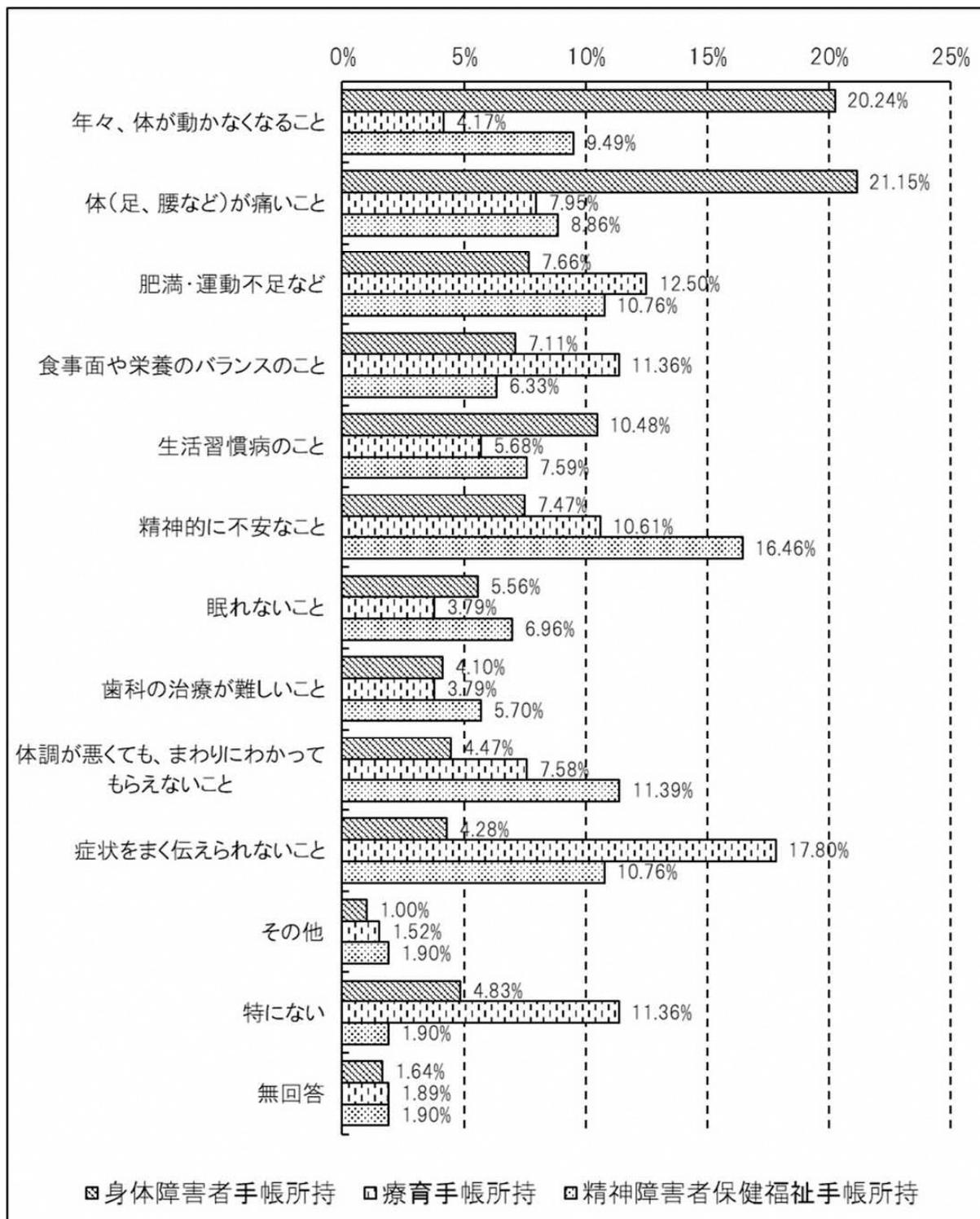
○あなたが今後生活していくために必要なことについてお答えください。(複数回答)

いずれかの障がいがある方の概ね 30%が「特にない」と回答していますが、全体として、「住宅改修費の助成制度が充実していること」が多くなっています。やはり、「住み慣れた家に一緒に住む」を希望される方の割合が多いことから伺えます。



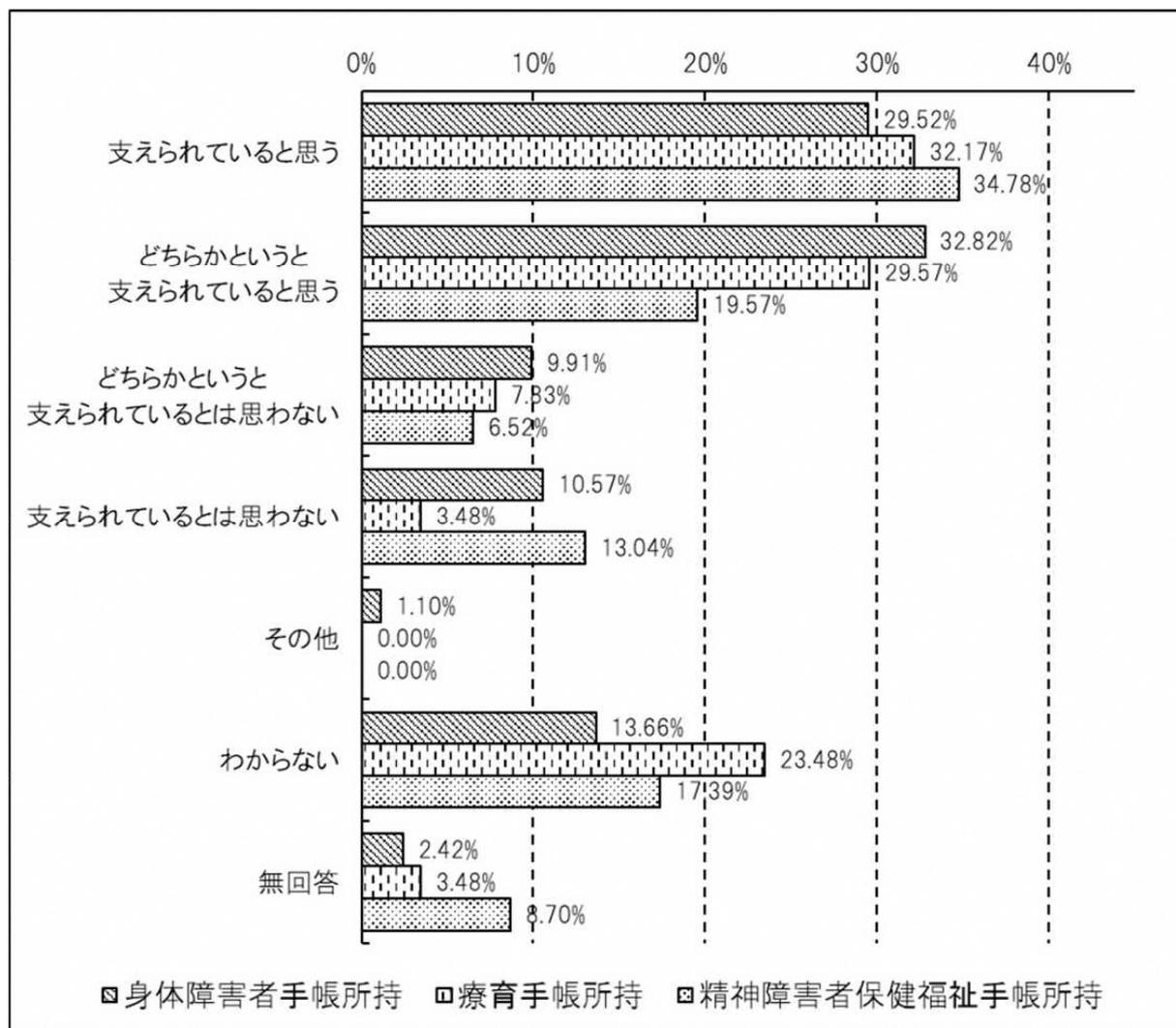
○あなたの健康面で不安なことについてお答えください。(複数回答)

身体障害者手帳を持っている方では、「年々、体が動かなくなること」「体(足、腰など)が痛いこと」がそれぞれ20%前後となっています。療育手帳を持っている方では、「症状をうまく伝えられないこと」が17%、「肥満・運動不足など」「食事面や栄養のバランスのこと」がそれぞれ12%前後となっています。精神障害者保健福祉手帳を持っている方では、「精神的に不安なこと」が16%程度となっています。



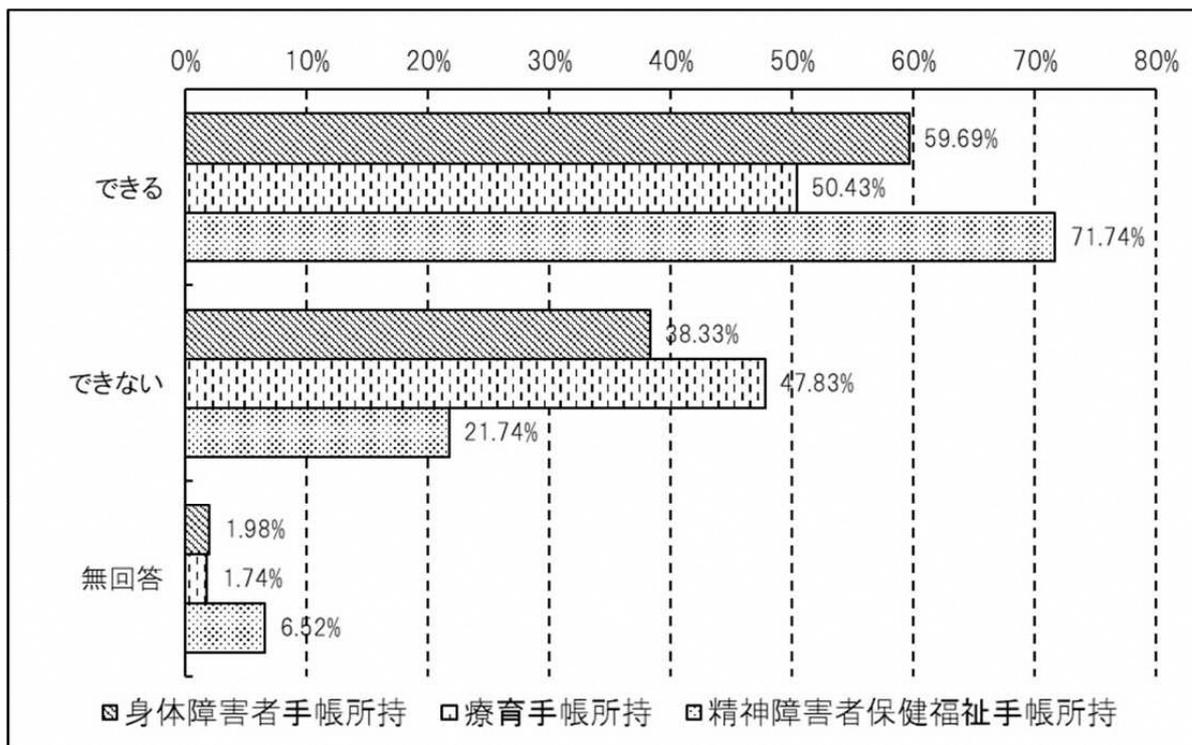
○あなたは、地域の人に支えられていると思いますか。

「支えられていると思う」「どちらかというと思われていると思う」が、身体障害者手帳を持っている方では、62.34%、療育手帳を持っている方では、61.74%、精神障害者保健福祉手帳を持っている方では、54.35%となっており、半数以上の方が支えられていると感じています。しかし、半数近くは支えられているとは感じていないことから、地域共生社会理解への一層の啓発が必要であると考えられます。



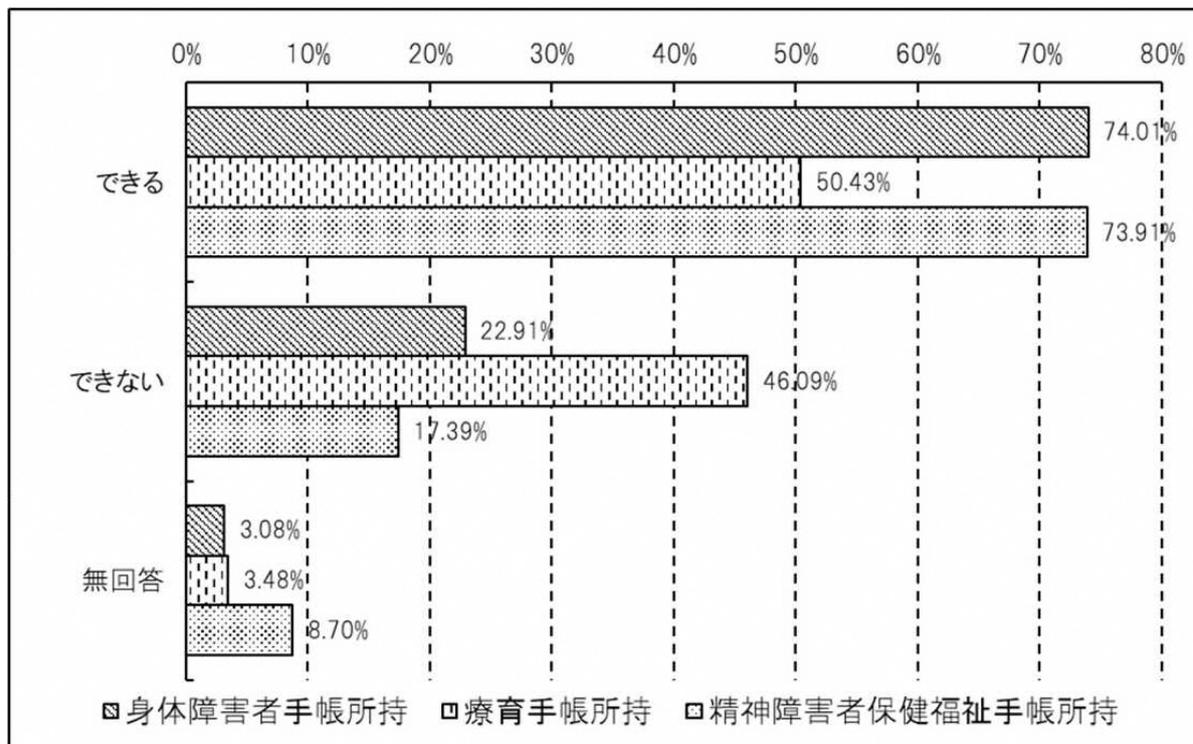
○火事や地震などの災害発生時に、あなたは自力で避難できますか。

全体では、「できる」と回答した方は、50%を超えていますが、療育手帳を持っている方は、「できない」と回答した方が半数近くあります。



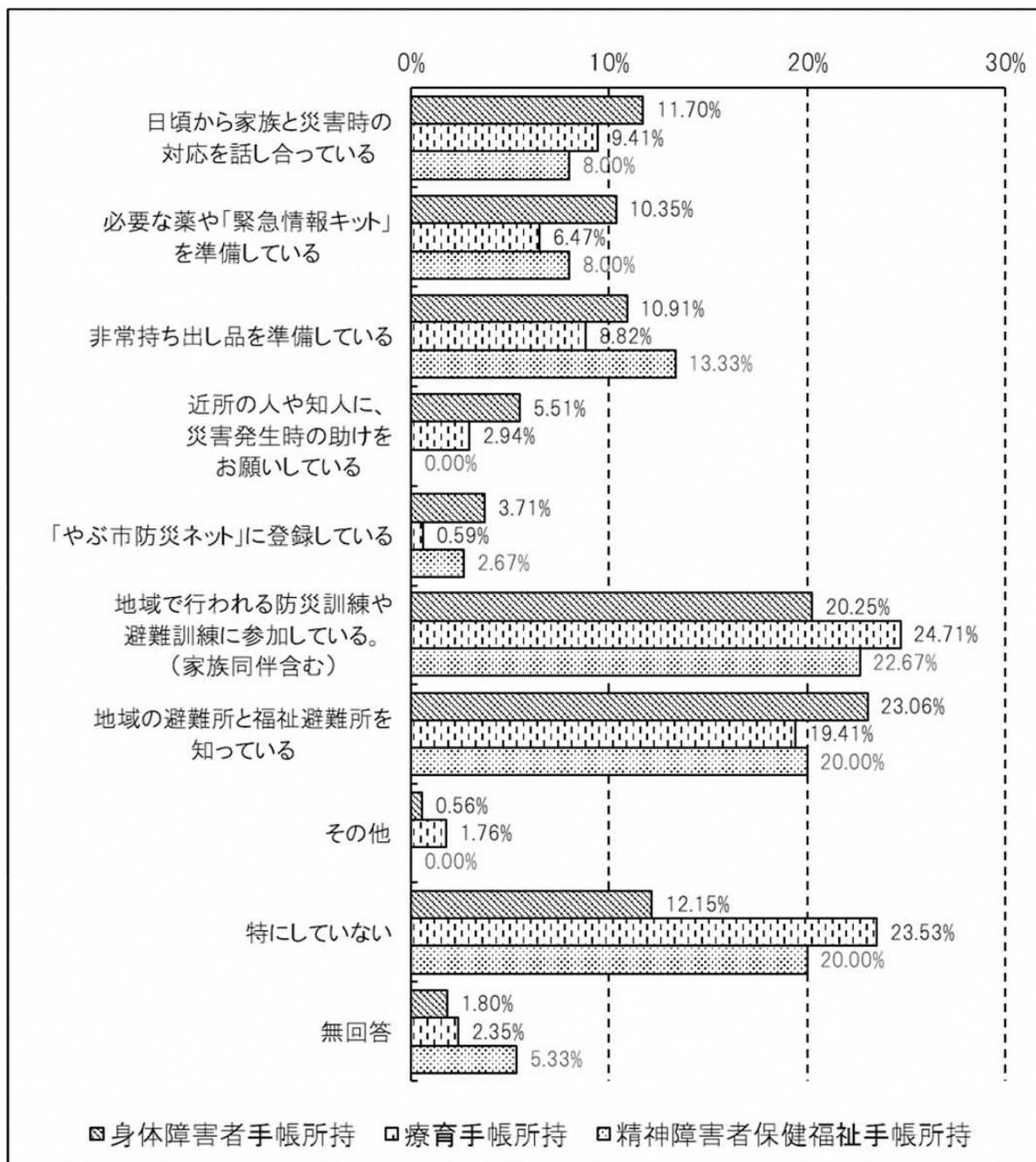
○火事や地震などの災害発生時に、あなたは周囲の人に安否を知らせることができますか。

全体では、「できる」と回答した方は、50%を超えています。療育手帳を持っている方は、「できない」と回答した方が半数近くあります。「火事や地震などの災害発生時に、あなたは自力で避難できますか」の回答と同じような結果となっています。



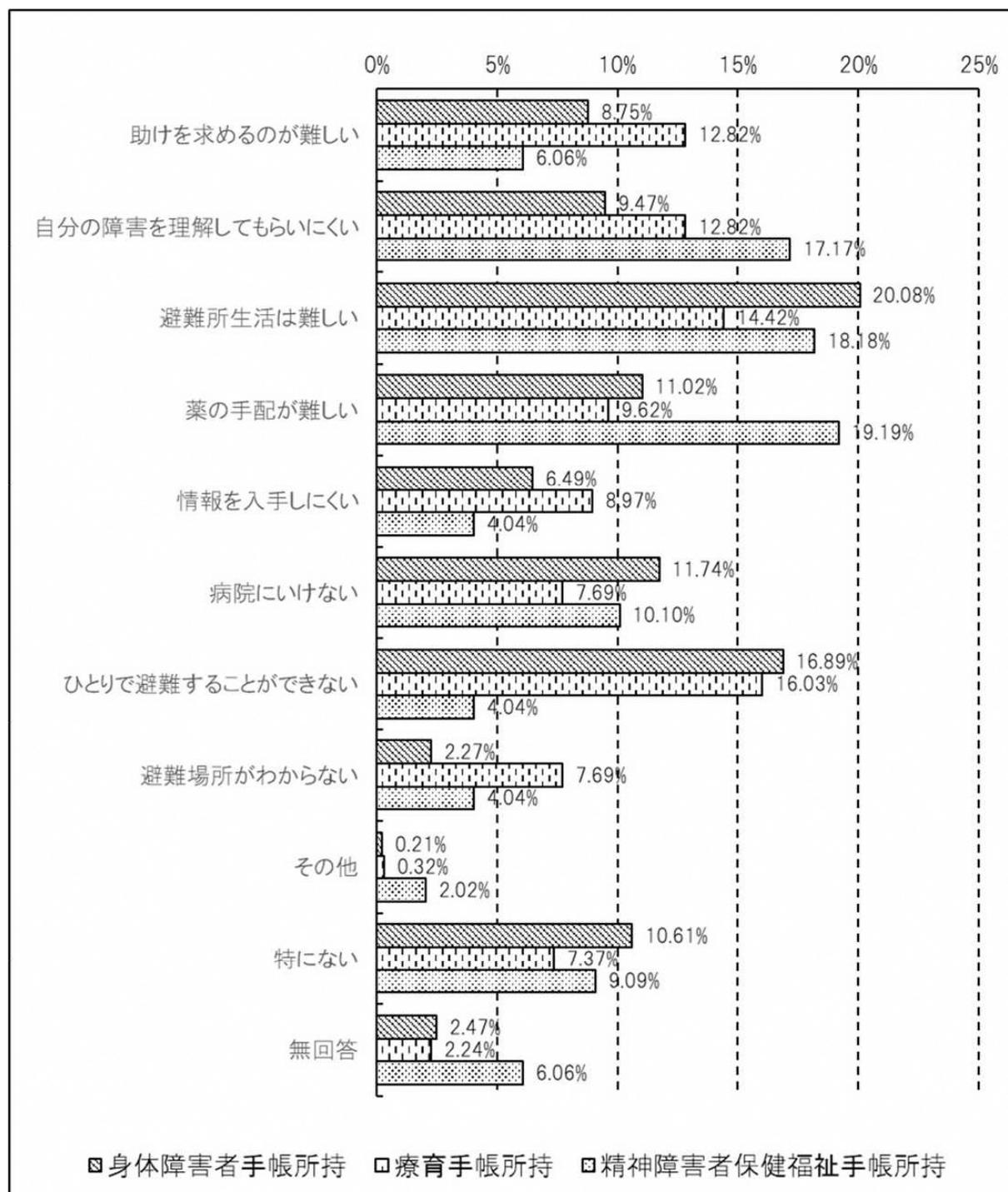
○あなたが災害の備えとして気を付けていることについてお答えください。(複数回答)

全体では、40%が「地域で行われる防災訓練や避難訓練に参加している。(家族同伴含む)」  
 「地域の避難所と福祉避難所を知っている」と回答しています。「日頃から家族と災害時の  
 対応を話し合っている」「必要な薬や「緊急情報キット」を準備している」「非常持ち出し  
 品を準備している」では、30%と低くなっています。周知・啓発が一層必要なことが伺え  
 ます。



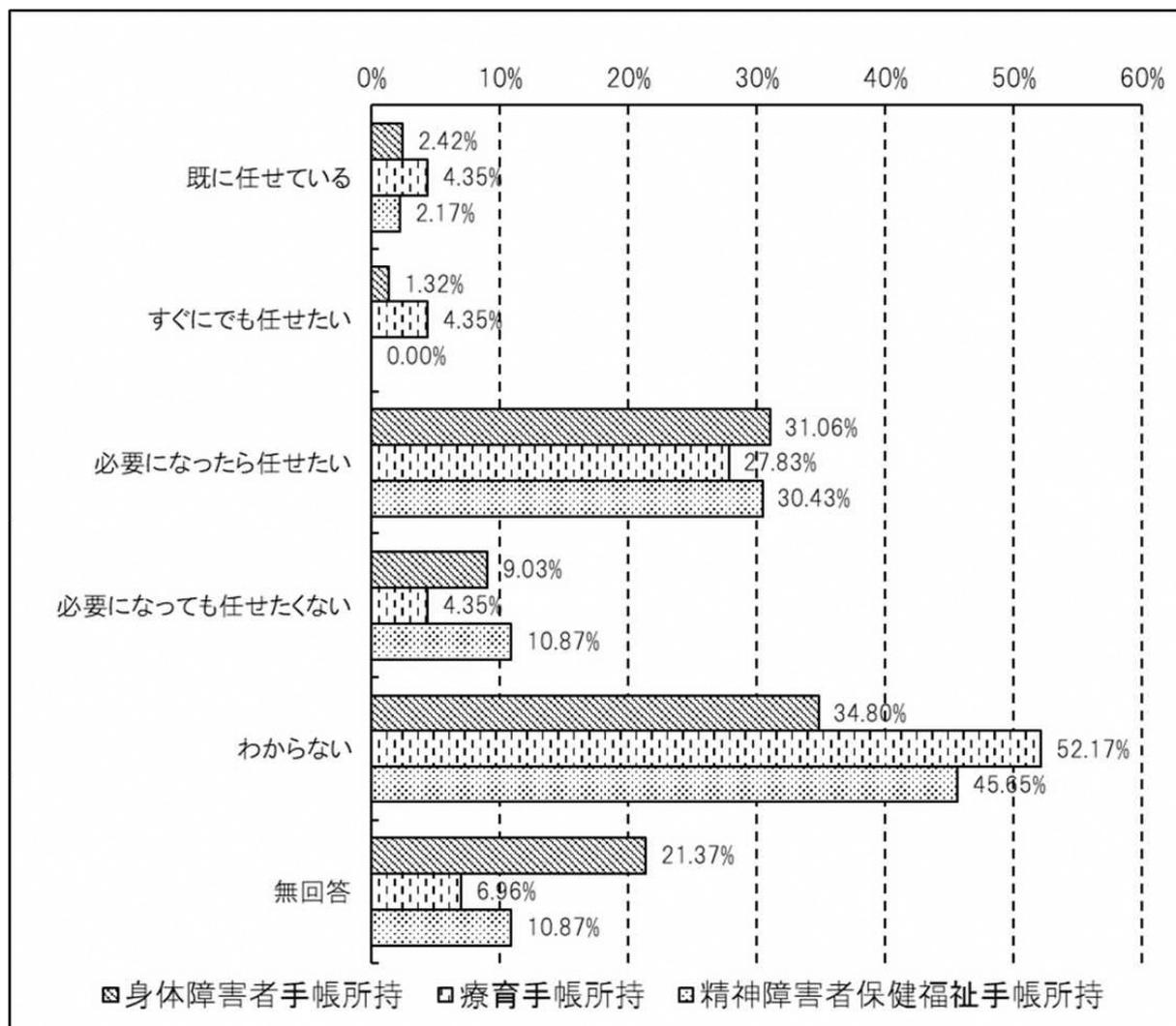
○地震などの大規模な災害が発生した時の心配なことについてお答えください。(複数回答)

全体では、「避難所生活は難しい」の割合が高くなっています。精神障害者保健福祉手帳を持っている方では、「自分の障害を理解してもらいにくい」「薬の手配が難しい」では、17%程度、19%程度となっており、避難生活での課題が伺えます。



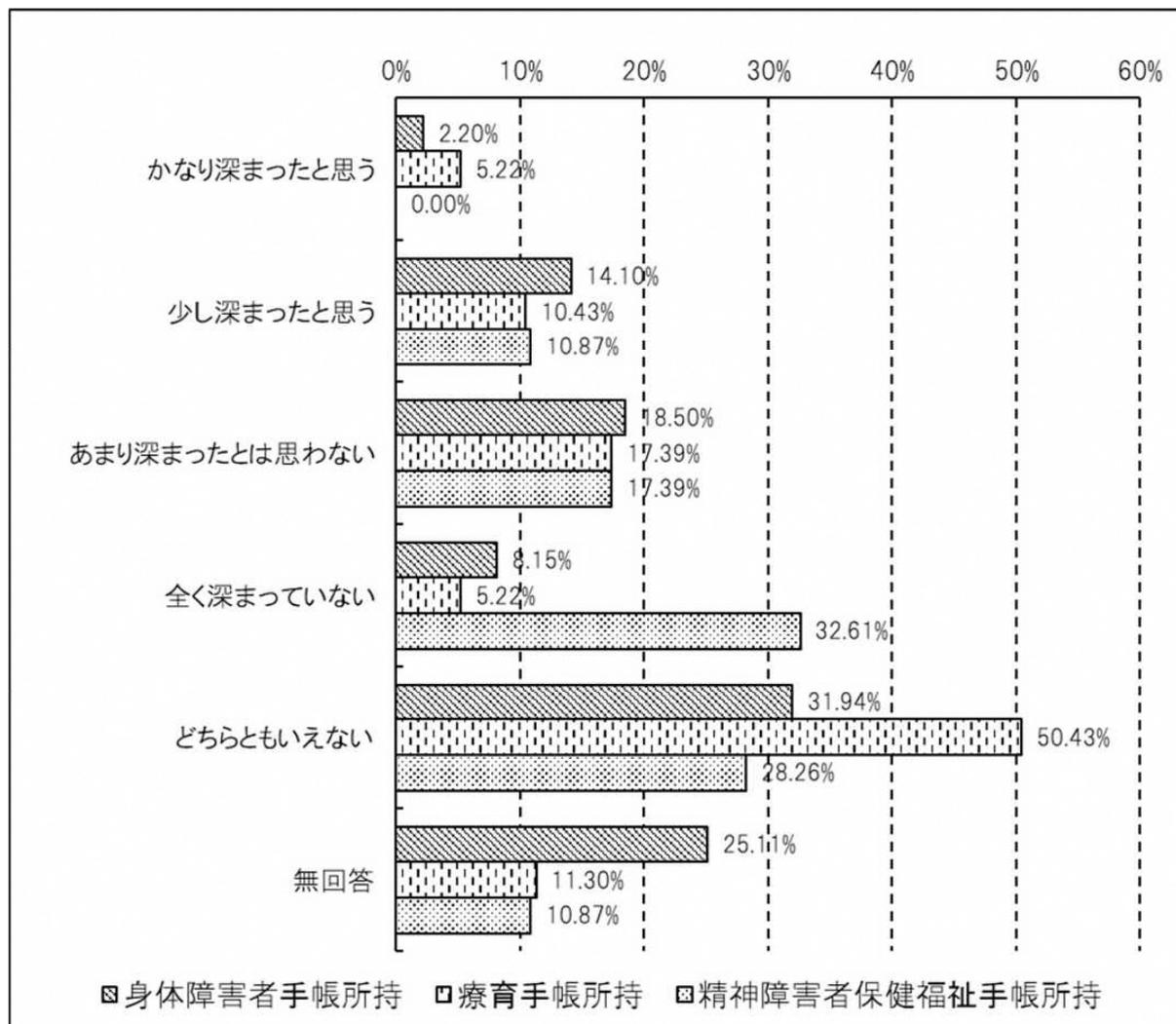
○あなたは、自分自身では判断ができなくなった場合、「成年後見制度」を利用し後見人等に財産管理などを任せようと思いますか。

全体では、「必要になったら任せたい」と回答した方が、全体の3割程度となっていますが、「わからない」と回答した方も3割を超えており、今後の制度の周知が課題であることが伺えます。



○「障害者差別解消法」は、平成28（2016）年4月に施行されましたが、社会全体として障がいのある方への理解が深まったと感じますか。

「かなり深まったと思う」「少し深まったと思う」を合わせても、全体の2割に満たない状況となっています。合理的配慮の提供に係る普及啓発とともに、一層の啓発が必要であることが伺えます。



## ■その他、障害者手帳所持者の主な意見について

### 【生活をしていくことについて】

- ・免許返納後の移動手段
- ・ヘルパー支援の充実、介護人材の確保
- ・障害者雇用制度にそっての支援充実
- ・交通の便のよい所、買物する場所が近くにある、病院がそばにある等、1人でも不安なく生きられる環境があれば。
- ・日常生活の普通度
- ・特性についての周囲の理解
- ・最後まで世話をしてもらえる施設
- ・手帳を持っている場合は、家賃を半額

### 【外出時の困りごとについて】

- ・公共の車いすを置いてある所が少ない
- ・どうしても一人で地域内の人目に触れるのが怖い。住んでいる周辺から離れると怖くなくなる。
- ・屋根のある駐車場が少ない。(雨天時、介助者も濡れてしまうので申し訳ない。)
- ・医療的ケアが必要

### 【現在の生活の中で困りごとや、暮らしやすいまちづくりについて】

- ・介護疲れによる家族の健康や生活
- ・老後の生活 健康
- ・車の運転を止められること
- ・子どもが小さいので、妻の負担が大きくなること。
- ・障害者のため、入院できるか不安
- ・困ったことはないか等声かけが少ないと思う。
- ・障がい者、障がい者と思い、自分からみぞをつくらないことも大切だと思います。

### 【養父市への提言】自由記述より

- ・現在いろいろなイベントなどに参加しているが、移動手段のサービスの充実を図ってほしい。
- ・タクシー券について、前期まで赤色でしたが今回は白色の方も半額になりましたが、タクシーの利用者が多くなりタクシーが通院等になかなか来てくれない場合があります。身障者と要介護の方との何割か分けて頂く方法はないでしょうか。
- ・テレビや広報で養父市の行政が市民へ向いていることよりも、対外的なことが多いので、何か市民をおきざりにされている様で心配だ。市民各所の商業、農業の困りごと、働いている市民、明日を担う子どもたちへの支援にもっと重心をかけるべきだと思う。私は養父市の市民を支える市政の在り方が心配です。余命も少ないが、気がかりである。
- ・障害者、健常者、その言葉そのものに捉われることなく、差別、偏見の解消の先には何が必要で何を期待するか展望を持ちながら、できれば行政の多くの方には積極的に現場で過ごして欲しい！時間ではなくむしろどれだけ想像力を持ち心を割けたかが暮らしやすいだけでなく「暮らせるまち」に必要。

- ・障害福祉サービスについて、介護保険制度は年々改正されているが、ずっと古くからの制度がそのままになっていると感じます。時代にあった市民が求める事を養父市としてどう制度改正するかを期待しています。

助成、補助金についてもたとえば、オムツ（日常～）」も月 5,000 円ですが、物価がこれだけ上がっても 5,000 円。制度が出来た時から比べると価値はいかなものかと思えます。

障害者があたりまえに選択肢がありあたりまえに意思決定して、あたりまえに地域で生活できるようになるには、社会全体の公的な制度でのサポートがとても大事で、充実しないと住みやすい養父市にならないと感じます。

当事者側からもしっかりと発信していかないといつまでたっても古い制度（使いにくい）のままだと思います。
- ・相談窓口はありますが、質問した事にすぐ答えられる方が少ないと思います。「担当の者が席をはずしておりますので・・・」と「折り返しご連絡させていただきます」と言われ、1 日中待っていましたが連絡がなく翌日再度 TEL すると「誰が対応しましたでしょうか？」と。今、対応しているあなたですが…といった事もありました。

できれば担当の方は 1 人ではなく数人おいていただき、お一人がはずしていたり、お休みであっても対応していただければありがたいです。専門的な質問もあるのですぐに答えがでないのはしかたないと思いますが、調べて答えていただけるのであれば待ちますので、どのくらいかかりそうか、又、おもったより時間がかかりそうであればその旨連絡くださればありがたいです。

又、身障用の駐車場、最近はどこにもだいたいありますが、屋根のついたものはほとんどないです。車いすの場合は特に介助者が車いすを車からおろし障害者介助して乗せる事がほとんどだと思います。雨天の場合は本当に大変です。介助者も本人も濡れてしまいます。車いすでなくても、体が不自由で動きにくいので屋根があると助かると思います。

雨天のときは、出かけられない…とあきらめなくてよいようになれば良いと思います。
- ・小・中学までは支援級があるけれど、その先はパッと手を離されるような感覚。通級はあっても今までのようにはいかないだろうな、と。高校から皆さんどうされているのか知りたいです。

そもそも…障がいがあるとか、障がい者と言われたくない思いがある。障がいがあるとうと無かろうと、働きやすい、生活しやすい社会であってほしいです。これだけ障がいとか「障がい者自身、家族の積極性を引き出す」とか「受け入れる」とか私もしんどい…。苦手なこと、生活しづらさは誰でもあるよね、と教えているのに、障がいて。他のワードがあれば良いな、と。

## 第4節 養父市障がい者計画（平成30年度から令和5年度）の検証と課題

※前期計画の3つの基本目標を基にアンケート調査等を踏まえ検証します。

### 基本目標1 安心して暮らせる基盤づくり

- 施策の方向
- 療育・教育支援の基盤づくり
  - 生活支援の基盤づくり
  - 住みやすい環境の基盤づくり

#### － 現 状 －

##### 【療育・教育支援の基盤づくり】

- ・乳幼児健診を実施しており対象児と保護者に会い、疾病や障がいの早期発見・早期対応のみに限らず、児童虐待防止の観点からもアプローチできる機会に繋がっています。
- ・コロナ禍により感染防止対策を講じながら、相談の機会を確保しています。また必要に応じて関係機関と連携を図りながら、必要な支援に繋がっています。
- ・5歳児発達相談は、就学前の子どもへの発達に関する相談の場として位置づけ、5歳児発達アンケートを行い、希望する保護者に対して専門家による相談を実施しています。
- ・相談を通じて、子どもの特性に合わせた支援方法を助言し、就学後も必要な支援が継続されるよう関係機関の連携を図っています。
- ・こども園における5・5交流をはじめとする小学校との交流を実施しています。その他、入学時の引継ぎ、5歳児発達相談時の小学校教員の参加など、子どもたちの情報を共有することで幼小の円滑な接続を図っています。
- ・令和5年度、「子育て世代包括支援センター」と「子ども家庭総合支援拠点」を統合し、全ての妊産婦、子育て世帯、子どもへの一体的に相談支援を行う機能を有する機関として「こどもセンター」を設置しました。
- ・特別な支援が必要な子どもを受け入れた私立認定こども園に対し補助金を交付し、子ども一人ひとりに応じた適切な教育・保育の機会の拡大を図っています。
- ・近年、生活環境や家族形態の変化により、子育てに困難を抱える家庭の増加に加え、児童虐待・貧困・不登校・ヤングケアラー等社会的な課題も複雑・複合化しています。このような背景を踏まえ、乳幼児全戸訪問や伴走型相談支援を通じて、アウトリーチ支援を行い、障がいの早期発見、療育相談等の支援を図っています。
- ・5歳児発達相談等を通じて、サポートファイルの周知を図るとともに、こども園や学校等へサポートファイルを活用した必要な支援に繋がっています。
- ・人工呼吸器を装着している児童などその他の日常生活を営むために医療を要する状態

にある児童（医療的ケア児）の受入れを可能とするための体制（看護師や加配保育士の配置）を整備し、医療的ケア児の地域生活の向上を図っています。

- ・すべての学校に特別支援教育コーディネーターを配置し、特別支援教育の充実を図っています。
- ・校内研修の充実、校外研修への積極的な参加により、教職員の専門性の向上を図っています。
- ・様々な悩みを抱え不登校等になっている児童に対し、自立して社会で活躍していけるよう「ほつとステーション」を開設し、支援を図っています。

### **【生活の基盤づくり】**

---

- ・養父市が相談支援業務の委託を行っている相談支援事業所の相談支援専門を対象として、月に1回部会を開催し、学習会や情報共有を行っており、資質の向上や支援体制の強化を図っています。
- ・朝来市と合同で行っていた南但馬自立支援協議会から変更となり、令和2年度より養父市自立支援協議会を立ち上げ、部会において各種の課題について協議を行ったり関係機関の連絡会や研修会を開催しています。
- ・令和4年度に就労移行支援事業所が開所、令和5年度に就労継続支援A型事業所が開所されました。市内に新しい福祉的就労の事業所が増えたことで、幅広い選択肢から選んで就労を行うことができる環境となってきました。
- ・公共交通機関を利用することが困難な障害者等が住み慣れた地域社会で自立した生活を送ることができるよう、買い物や通院等にタクシー等を利用した場合の料金の一部を助成することにより、経済的負担の軽減及び外出の支援を図っています。
- ・障害児（者）の口腔ケアは、一般歯科診療所では対応が困難なため、障害児（者）歯科医療施設一覧、障害児（者）相談歯科医療機関リストを市の窓口を設置し、また施設に配布し周知しています。
- ・ホームページや広報誌を通じて、障がいの原因となる疾病の予防や治療方法等について知識の普及、情報提供を行っています。
- ・学校では、保健等の授業において、児童生徒の発達段階に応じて、疾病の予防等について系統的に指導を行っています。
- ・施設等の整備を計画している事業者に対し、国や県が行う補助制度等の周知を行っています。
- ・社会福祉士が関り、後見人が必要な方への支援を行っています。
- ・虐待ネットワーク会議を高齢・障がい合同で実施し、課題解決にむけて連携しています。

- ・ 65 歳以上の障がい者が受けるサービスは原則として介護保険サービスが優先されます。現在障害福祉サービスを利用している人が今後 65 歳を迎えた後もそれぞれの障がいに応じたサービスが利用できるような柔軟な対応を行っています。

### 【住みやすい環境の基盤づくり】

- ・ アンケート調査では、今後生活していくために必要なことについて、「住宅改修費の助成制度が充実していること」と回答した割合が最も多く、住み慣れた家に家族と一緒に住むことを望んでいます。
- ・ 要介護認定者で住宅改修を必要とする方に住宅改修を実施しています。入院時の改修に関して、事前訪問等行い早期にできるように進めています。
- ・ エレベーター未整備校への設置を進める方向ではあるが、費用対効果（必要児童生徒数等）の関係で整備は進んでいない現状があります。
- ・ 多様な情報発信の方法を開拓し、共助の精神を醸成することが必要です。net119 通報システムの周知、普及促進を図ります。
- ・ 一斉避難訓練の参加率の向上と訓練内容の工夫が必要です。
- ・ 既存の避難施設のバリアフリー化の推進が必要です。
- ・ 市広報の音声化をしていただいているボランティアの後継グループまたは後継者の育成等が課題です。
- ・ 一斉メール送信システムを利用し、こども園・学校の保護者等への連絡を行いました。特に、新型コロナウイルス感染症による登校停止等の対応で役立っています。
- ・ 手話通訳者・要約筆記者等の登録者の人員不足や人材育成等が課題です。



課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 発達障がいに関する早期発見のための関係機関の連携</li> <li>○ サポートファイルの活用</li> <li>○ 医療的ケア児の支援体制の推進</li> <li>○ ほっとステーションの充実</li> <li>○ 公共施設におけるバリアフリー化の推進</li> <li>○ 災害時対応の推進</li> <li>○ 地域生活支援拠点として、緊急時の預かり（日中一時支援・短期入所等）ができる施設の整備</li> <li>○ 権利擁護事業の普及啓発</li> <li>○ 相談体制の充実</li> </ul>
----	---

## 基本目標2 生きがい・社会参加の環境づくり

- 施策の方向
- 雇用・就労の基盤づくり
  - 文化・スポーツ活動の推進

### － 現 状 －

#### 【雇用・就労の基盤づくり】

- ・ 障がい者枠の職員募集においては、障がい種別を指定せず募集しており、雇用の拡大に努めています。なお、障害者雇用率【市長部局】は令和元年：2.61%、令和2年：2.9%、令和3年：3.29%、令和4年：3.34%、令和5年：3.71%と毎年法定雇用率を上回っており、かつ年々増加しています。
- ・ 教育委員会では障がい者雇用の取組を進めており、令和元年以降は法定雇用率を達成していたものの、令和5年度は組織改編により法定雇用率に満たない雇用率となっています。しかしながら平成30年以降、法定雇用障害者数は達成しており、今後は法定雇用率の達成とともに、全ての障がい者がその障がい特性や個性に応じて能力を有効に発揮できることを目指し、障がい種別にかたよらない雇用の拡大を推進していきます。
- ・ これまでの制度では障がい者を雇用した事業所にのみ奨励金を交付していたため、障がい者自身の一般就労へのモチベーション向上にあまり繋がっていませんでした。実習体験を促進するために令和4年度から実習を行う障がい者と実習受入事業所の双方へ奨励金を交付することで、実習に向けたモチベーション向上を図っています。あわせて、実習後、一般就労した場合には定着奨励金を交付することで、離職を防ぐことも期待できます。（通常、実習では工賃等の支給がないため、実習中は収入を得ることができません）
- ・ 令和5年度に就労継続支援A型事業所が開所されました。それにより、本人の特性・能力に合わせた福祉的就労の選択肢が広がっています。

#### 【文化・スポーツ活動の推進】

- ・ 文化祭で、障がい者団体等の作品展示を行ったり、視覚障がい者同士の情報交換や外出機会、学習の場の提供を行っています。（公民館登録団体）
- ・ 障がい者団体が作成された絵画を借り上げて庁舎内に掲示して障がい者の制作・文化活動を支援しています。



- 課題
- 職場と支援機関の連携の促進
  - 障がい者の就労支援、情報提供の充実
  - 障がい者スポーツの参加推進

## 基本目標 3 共に支え合う環境づくり

### ■施策の方向

- 広報・啓発の充実
- 障がい福祉にかかわる団体等の活動支援
- 障がい福祉にかかわる人材の育成

## － 現 状 －

### 【広報・啓発の充実】

- ・学校では、福祉体験学習を行い、身体の不自由な方の立場を理解する取組を行っています。また、道徳の授業等において、教科書や副読本等を活用し、児童生徒の人権意識を高めています。
- ・児童生徒・保護者による人権標語・ポスターの制作、人権作文集「なかま」の発行に協力し、人権意識の高揚を図っています。
- ・こども園では「人権」をテーマに研修を実施しています。人権感覚を磨き、人権に配慮した適切な保育への意識を高めています。
- ・アンケート調査では、地域の人に支えられていると思いますかの問いに、支えられている（どちらかという支えられている）と回答した割合が半数以上ですが、半数は支えられていないと感じています。地域共生社会への理解啓発が必要です。
- ・アンケート調査では、社会全体としての障がいのある方への理解が深まったと感じますかの問いについて、かなり深まったと思う（少し深まったと思う）と回答したが2割に満たない状況となっています。合理的配慮に係る普及啓発が必要です。

### 【障がい福祉にかかわる団体等の活動支援】

- ・文化祭で、障がい者団体等の作品展示を行っています。視覚障がい者同士の情報交換や外出機会、学習の場の提供を行いました。（公民館登録団体）
- ・障がい者団体が作成された絵画を借り上げて庁舎内に掲示して障がい者の制作・文化活動を支援しています。

### 【障がい福祉にかかわる人材の育成】

- ・聴覚障がい者への理解を深めるとともに、手話に関心のある方や手話の基礎を学習したい方を対象に、手話の基本の習得や、手話を通じて聴覚障がい者等の社会参加促進のボランティア活動等に活かすことを目指して、朝来市と共同で手話奉仕員養成講座を実施しています。



- |    |  |
|----|--|
| 課題 | <ul style="list-style-type: none"><li>○ 障がいに対する正しい理解の促進</li><li>○ 合理的配慮の提供の普及啓発</li><li>○ 人材育成に関する研修会・イベント等情報の提供</li><li>○ 各種講座の充実、参加の促進</li></ul> |
|----|--|

## 第3章 計画の基本理念と視点

### 1 基本理念

#### 障がいのある人もない人も共に生きる福祉の郷・養父市

だれもが住みなれた地域で、障がいの有無にかかわらず社会の一員としてそれぞれの人権が尊重され、社会のあらゆる活動に参加・参画し、その能力を最大限発揮できるよう、相互に支え合う共生社会の実現を図ることは、過疎化、少子高齢化が進行する本市にとって、将来の活力を維持・向上させる上で極めて重要です。

障がい者の意思を周囲の人たちが尊重し、社会の一員として、本人自らが選択・決定できる環境のもとで自己の可能性にチャレンジし、その持てる能力を発揮して自立や社会参加、一般就労できるよう支援することが求められます。

そのためには、障がい者とその家族、障がい者関係団体、障害福祉サービス事業所、企業、行政は「障がい者の自立や社会参加、就業には様々なバリア（障壁）がある」ことを心にとめ、障がい者の日常生活、社会への参加等を妨げている諸要因を取り除いていくことが必要です。

これらを踏まえ、本計画の基本理念は、前回の計画を継承します。

- ◆ 障がい者の意思を周囲の人たちが尊重し、生活の様々な場面で本人自らが選択・決定できる環境づくり
- ◆ 障がい者が自己の可能性にチャレンジし、就業及び社会に参加する力の向上
- ◆ 福祉サービスの整備やバリアフリー化の推進など、自立に向けた地域サービス基盤の整備

このような共生社会の実現をめざして施策の推進を図っていきます。

## 2 基本的視点

－ 障がい福祉推進にあたって次の4つの基本的視点を重視します。－

### (1) 障がい者本人の選択・決定の尊重

当事者にとって「どのような人生が最も幸せか」は異なり、それぞれが人生を自ら選択・決定する自分らしい人生設計が望まれます。

障がい者が人生の様々な場面での自らの意思表示を、周囲の人たちが尊重していく環境づくりとともに、身近な地域において必要な情報を入手し適切な相談ができることが必要で、それらを実現するための支援を重視します。

### (2) 障がい者の自立と社会参加の一層の促進

障がい者は、その障がいによって行動や就職などをはじめとする各種制約を受けることなく、自らの意思で自らの能力等を活かし、自由に社会・経済活動に参加することを求めています。

このような障がい者の就労や社会参加は、自らの自己実現にとどまらず地域社会の一員としての社会貢献につながります。また、地域住民との交流も生まれ相互理解に繋がるため、障がい者の自立と社会参加の一層の促進を重視します。

### (3) 包括的な支援のある地域社会の形成

障がい種別にかかわらず、共通の福祉サービスを提供するとともに、障がい者がその能力を最大限に発揮して、地域で自立した生活ができるよう、居住の場や日中活動の場、在宅サービスなどの地域生活基盤の整備を図ります。

また、障がい者施策を推進するにあたり、生活支援、生活環境、教育・療育、雇用・就業、保健・医療、情報・コミュニケーション、権利擁護などの関連分野と連携して総合的・計画的にすすめ、障がい者の自立と社会参加に対して包括的な支援のある地域社会の形成を重視します。

### (4) 障がい者への理解促進と人権の尊重

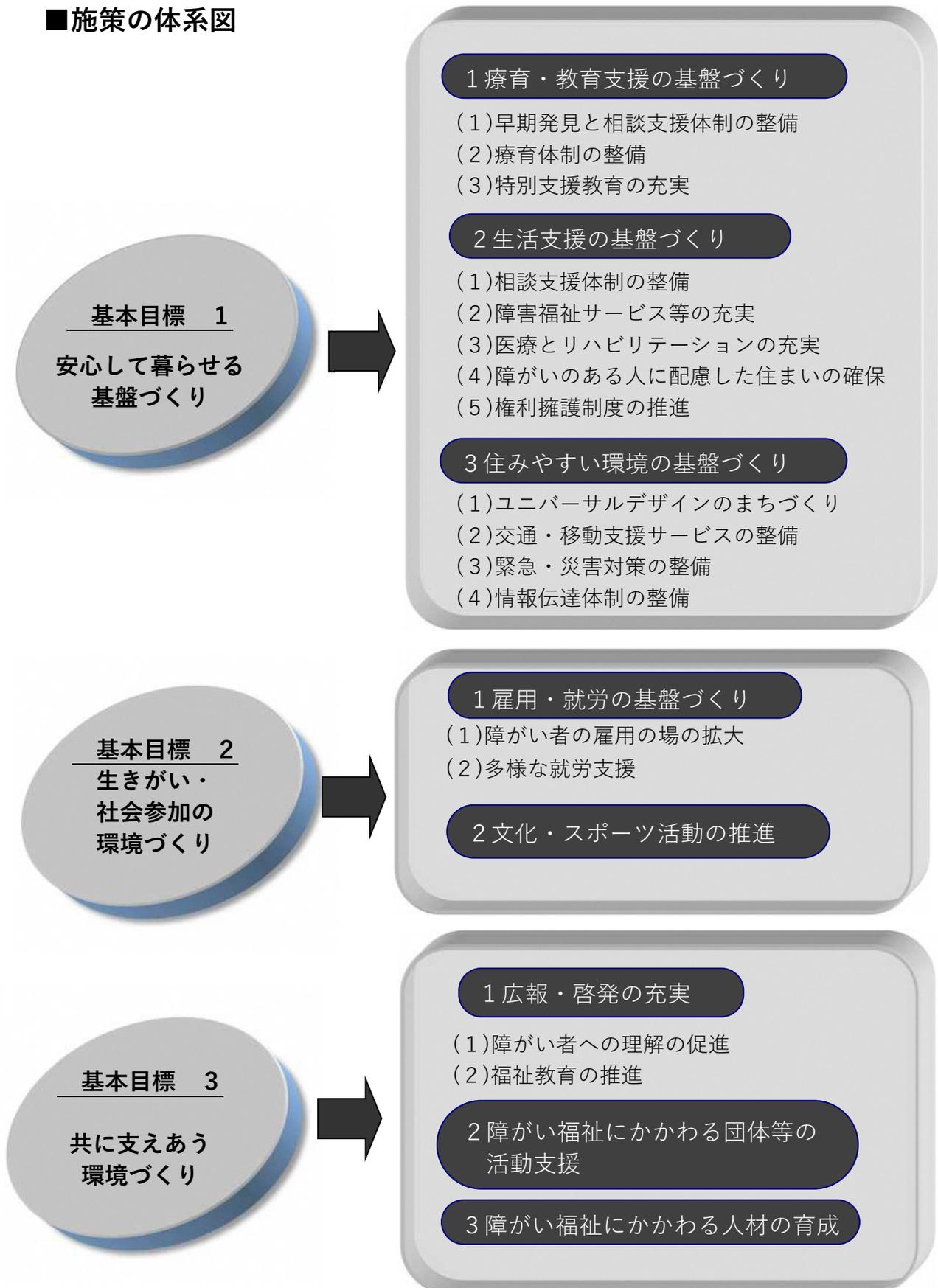
障がい者に対する偏見や差別は、障がい者の地域生活における最大の障壁であり、「障がい者に対する周りの理解」は、障がい者やその家族の強い願いです。

このため、障がいや障がい者への理解促進と人権の尊重を基調においた取り組みを進め、障がい者が地域社会の一員として、共に生きる地域づくりの推進を重視します。

## 第4章 施策の展開

本計画の理念や視点を基に、3つの基本目標を掲げて各種施策を推進します。

### ■ 施策の体系図



## 基本目標1 安心して暮らせる基盤づくり

### 1 療育・教育支援の基盤づくり

#### (1) 早期発見と相談支援体制の整備

子どもの育ちや学び、親の育児を支援する視点に立ち、子ども自身の力を引き出す支援の環境づくりをすすめます。

障がいの原因となる疾病や障がいの早期発見につながるように、疾病や障がいに関する各種の情報提供をはじめ、乳幼児健診、医療機関との連携を強化し、適切な対応ができるよう相談支援体制、継続フォロー等の充実を図ります。

取り組み	内 容	主担当
早期発見・早期対応の充実 (乳幼児健康診査)	乳幼児を対象に、健診（4か月、1歳6か月、3歳等）を実施します。発達段階に応じた保健指導を行うとともに疾病や障がいの早期発見、早期対応、健診の精度向上の取り組みを図り、専門機関との連携に努めます。未受診者のフォローも行います。	子育て応援課
相談支援体制の充実	乳幼児が発達する中で医療機関や関係機関との連携を強化し、より専門性の高い支援やそれぞれの子どもに粟せた子育て支援が行えるよう内容の充実を図ります。	子育て応援課 社会福祉課
のびのび教室等の事業推進	成長・発達支援の必要な子ども及び保護者に、親子の関わり方を中心にした集団あそびや臨床心理士等による個別指導を通して成長・発達を促します。	子育て応援課
5歳児発達相談事業の充実	スムーズな就学に向けて、学校やこども園等の関係機関とともに定期的に情報交換する場を設けながら、情報を共有することで幼小の円滑な接続を図ります。	子育て応援課 こども学び課
相談窓口の周知	相談窓口の周知を図るとともに、保護者と支援者がよい関係を作ることによって早期相談につなげます。	子育て応援課 社会福祉課
こどもセンターの設置	子育て応援課にこどもセンターを設置し、妊娠期から子育て世代に寄り添った切れ目のない支援を行います。	子育て応援課
医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置	医療的ケア児に対する総合的な支援体制の構築に向けて、関連分野の支援を調整するコーディネーターを1人配置するよう努めます。	子育て応援課 社会福祉課

#### (2) 療育体制の整備

乳幼児期、学齢期、成人期と途切れることなくつながる支援をめざし、療育体制の基盤整備をすすめます。

取り組み	内 容	主担当
障がい児保育の充実	障がいのある子どもが地域でその子どもに応じた適切な保育が受けられるよう、受け入れ体制の整備、保育内容の充実を図ります。	子育て応援課 社会福祉課 こども学び課
療育体制の充実	「エスポワールこじか」の専門性（専門的人材による療育指導等）を活かし、関係機関に情報（ニーズ）提供等をしながら、連携や保護者支援等を含め療育内容等の充実を図ります。	子育て応援課 社会福祉課 こども学び課
子育て家庭等への訪問支援	妊娠・育児の不安や悩み、育児ストレスの解消を図るため、妊娠期からのフォローの一環として、保健師等が妊産婦や乳幼児のいる家庭を訪問し、母子保健の推進を図るとともに、障がいの早期発見、療育相談等に対応します。	子育て応援課
障がいのある親への訪問支援	障がいのある親に対して育児や妊娠時の不安や悩み、育児ストレスの解消を図るため、関係機関と連絡調整し、訪問、電話相談等必要に応じた形で対応、支援を行います。	子育て応援課 社会福祉課
サポートファイルの活用	障がいの発見から適切な治療・療育、教育支援、就労へと一貫した支援が継続されるよう、サポートファイルを適切に活用します。	子育て応援課 社会福祉課 こども学び課

### （３）特別支援教育の充実

障がいのある児童・生徒が個性を十分に発揮し、将来の自立生活に必要な力を養うため、一人ひとりの年齢や能力、特性に応じた教育を行います。

取り組み	内 容	主担当
就学指導の充実	一人ひとりの障がいの状態や特性に応じた適正な就学指導が行えるよう、関わる専門医師や教職員、児童福祉関係者等と連携を強化します。	こども学び課 社会福祉課
一貫した支援体制整備	医療・教育・保健・福祉及び就労等の関係機関と連携を図りながら、障がいのある児童・生徒それぞれの障がいに応じて自立及び社会参加できる力の育成を支援します。	子育て応援課 こども学び課 社会福祉課
発達障がい児支援の充実	発達障がいを含む障がいのある児童・生徒の教育的ニーズに対応するため、各校に特別支援教育コーディネーターを配置し通級指導教室や特別支援学校との連携を強化します。	こども学び課 社会福祉課 子育て応援課
校内体制の充実	障害のある児童・生徒に適切に対応するため教職員の専門性の向上を図るとともに、指導補助員を配置し、今日員と連携・協力し、児童生徒の指導・支援を強化します。	こども学び課
放課後の居場所づくり	学童クラブや放課後等デイサービスなど、日中一時支援事業の周知を図るとともに、より良い環境整備に努めます。	子育て応援課 社会福祉課 社会福祉協議会

## 2 生活支援の基盤づくり

### (1) 相談支援体制の整備

市内に生活する障がい者やその家族からの相談は健康福祉部で必要な情報提供や助言、関係機関との連絡調整を行っています。

平成19年から相談支援事業を委託し、相談体制の充実に努めてきました。障害者総合支援法に基づき、相談支援専門員の増加や相談支援体制の充実に努めます。

取り組み	内容	主担当
一般相談支援事業	市民からの様々な相談の内容に応じて関係部署と連携し専門相談支援体制の整備を進めます。	社会福祉課 相談支援事業所
特定相談支援事業	障がい福祉に関する個別相談に対して、障害者総合支援法、児童福祉法等に基づきサービス利用につなぎ支援します。	社会福祉課 相談支援事業所
地域移行支援	障害者支援施設等に入所している障がい者方または精神科病院に入院している精神障がい者に対して、住居の確保や地域生活に移行するための相談、外出時の同行、障害福祉サービスの体験利用等必要な支援を行います。	社会福祉課 相談支援事業所
地域定着支援	単身等で生活する障がい者に対し、常時の連絡体制を確保し、緊急時に必要な訪問や相談等の支援を行います。	社会福祉課 相談支援事業所
障がい者ケアマネジメント体制の構築	関係機関と連携を図り相談者に適切に対応します。サービス利用計画を作成し、生活改善を図るとともに楽しみのある生活維持を支援します。相談支援専門員は、研修や学習会に参加し資質向上に努めます。地域全体の相談支援体制の充実に努めるため関係機関との会議等を通じてネットワーク化を図ります。	社会福祉課 相談支援事業所 サービス提供事業所
自立支援協議会	自立支援協議会において、障がい福祉に関する地域課題を検討し、地域全体の障がい福祉の向上を目指します。	社会福祉課 健康医療課 社会福祉協議会 相談支援事業所 サービス提供事業所
身体・知的・精神障がい者相談員の活動支援	障がいに関する正しい理解と知識普及のため、相談員の活動を支援します。	社会福祉課

### (2) 障害福祉サービス等の充実

各種サービス提供事業所と連携し、障害者総合支援法に基づく自立支援給付や地域生活支援事業等、障害福祉サービスの提供基盤の充実に努めます。また、生活安定のための経済的な支援や各種負担軽減制度により、障がい者の生活の改善を図ります。

### 【障害者総合支援法に基づくサービス】

取り組み	内 容	主担当
介護給付にかかわるサービスの推進	サービスと提供事業所確保等の基盤整備をすすめます。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・居宅介護（訪問介護）</li> <li>・行動援護</li> <li>・重度障害者等包括支援</li> <li>・生活介護（デイサービス）</li> <li>・施設入所支援 等</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・重度訪問介護</li> <li>・同行援護</li> <li>・療養介護</li> <li>・短期入所（ショートステイ）</li> </ul>	社会福祉課 サービス提供事業所
訓練等給付に関わるサービスの推進	サービスと提供事業所確保等の基盤整備をすすめます。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・自立訓練（機能訓練・生活訓練）</li> <li>・就労移行支援</li> <li>・就労継続支援A型・B型</li> <li>・共同生活援助（グループホーム）</li> </ul>	社会福祉課
補装具給付事業の実施	日常生活や社会生活の向上を図るため、身体機能を補完または代替するため補装具費の給付（購入・修理）を行います。	社会福祉課
自立支援医療の給付	精神疾患の通院医療費や、日常生活能力を回復するための関節形成手術等の医療費を補助します。	社会福祉課
地域生活支援事業の推進	障がい者が有する能力と適性に応じて、自立した日常生活を送れるように支援します。 <必須事業> <ul style="list-style-type: none"> <li>・相談支援事業</li> <li>・コミュニケーション支援事業</li> <li>・日常生活用具給付等事業</li> <li>・移動支援事業</li> <li>・成年後見制度事業</li> <li>・日中一時支援事業</li> <li>・その他事業</li> </ul>	社会福祉課

### 【その他の福祉サービス等の推進】

項目	内 容	主担当
手 当 関 係	特別障害者手当の支給	社会福祉課
	障害児福祉手当の支給	社会福祉課
	特別児童扶養手当の申請	社会福祉課
手 帳	手帳交付申請・進達	社会福祉課
共 済	心身障害者扶養共済制度	社会福祉課
移 送	障害者等移送サービス利用助成事業	社会福祉課
	人工透析患者通院費助成	社会福祉課
	高齢者等優待乗車証交付事業	社会福祉課
医 療	重度（高齢重度）障害者医療制度	健康医療課

### (3) 医療とリハビリテーションの充実

障がい者が身近な地域で、適切な医療やリハビリテーションが受けられるように、医療機関等と連携して医療体制の充実を図ります。医師不足が深刻化するなか、対象者の状態に応じたリハビリテーションの要望があります。病気の治療が必要な急性期は主に病院でのリハビリテーションが中心ですが、症状が落ち着き、慢性期や維持期と言われる時期には、自宅や施設等でのリハビリテーションに移行していきます。

今後も医療・保健・福祉及び生活に関わる人々や関係機関がリハビリテーションの立場から協力しあって行う「地域リハビリテーション」を推進します。

取り組み	内容	主担当
自立支援医療の給付	身体機能障がいを軽減するための血液透析療法、日常生活を回復するための関節形成手術等の医療費、精神疾患の通院医療費を支給します。	社会福祉課
介護保険制度による医療的ケアの提供	要介護認定を受けた障がいのある人に対して介護保険制度のなかで訪問看護や訪問リハビリテーション、通所リハビリテーション等必要な医療的ケアを提供します。	介護保険課
地域医療対策の推進	障がいのある人をはじめ、すべての市民が安心して生活できるための医療環境及び救急診療体制を確保するため、医療機関等へ支援を行います。	健康医療課
障がいのある人の健康づくり	障がいのある人の健康の保持・増進を図るため、健診・相談等を行います。	健康医療課
こころの健康づくり	養父市保健医療計画に基づき、こころの健康づくりを推進します。	健康医療課
専門的な歯科保健医療対策の推進	食べる、話す、声を出す等多くの機能維持には、障がい者（児）の特性を理解した口腔ケアが必要です。一般歯科診療所では対応困難な障がい者の専門的歯科保健医療の支援体制整備をすすめていきます。併せて、施設入所者、通所者の歯科検診を推進します。	健康医療課 社会福祉課
疾病に対する理解の促進	各種健診や教室、相談、研修等の機会や、広報誌、ケーブルテレビ等を活用し、障がいの原因となる疾病の予防や治療方法等について知識の普及、情報提供を行います。	健康医療課 社会福祉課 こども学び課

### (4) 障がいのある人に配慮した住まいの確保

地域で生活するためには、暮らしやすい住まいの場が必要です。

障がい者の地域生活への移行をすすめるためグループホーム等の施設整備を推進します。

取り組み	内容	主担当
グループホーム等の整備	住みなれた地域で継続して生活できるようグループホーム等の整備をNPO法人や社会福祉法人等と連携しすすめます。	社会福祉課
家賃助成	グループホーム等の利用に対して家賃の一部を助成します。	社会福祉課

### (5) 権利擁護制度の推進

障がい者の自己選択・自己決定を支援するため、障がい者自らの意思表示を尊重していく環境づくりをすすめます。障がい者が安心して生活できるよう日常生活自立支援事業や成年後見制度の普及に努めます。また平成 23 年 6 月に成立した「障害者虐待防止法」を踏まえ、障がい者への虐待の防止に努め支援体制を整備します。

取り組み	内容	主担当
日常生活自立支援事業	知的障がい及び精神障がいのある人が地域で安心して生活できるよう福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理の支援、相談などを行う日常生活自立支援事業を推進します。	社会福祉協議会
成年後見制度利用促進	「成年後見制度利用支援事業」を推進します。	社会福祉課 介護保険課
障がい者虐待防止に向けた体制の整備	障がい者虐待防止対応マニュアルに基づき、虐待防止のための知識普及とともに、保健・医療・福祉等関係機関との連携を強化します。また、虐待ネットワーク会議を高齢・障がい合同で実施し、課題解決にむけて連携します。	社会福祉課 介護保険課 社会福祉協議会

## 3 住みやすい環境の基盤づくり

### (1) ユニバーサルデザインのまちづくり

障がい者が地域で暮らすにあたり、住まいをはじめ外出時に不便なく移動や公共施設などが利用できるよう、ノーマライゼーションの理念のもと民間企業や関係機関と連携し計画的にバリアフリーのまちづくりを進めるとともに、多くの人々が利用しやすいようユニバーサルデザインの視点に立ったまちづくりを推進します。

取り組み	内容	主担当
公営住宅の整備	新たに整備する公営住宅については、高齢者や障がいのある人の利用を考え、段差解消や、浴室、トイレの利便性の向上を図ります。既存の公営住宅は状況に応じて整備します。	土地利用未来課
住宅改修支援	高齢者福祉施策等とも連携し、手すりの取り付けや段差解消等、居宅における改修支援をすすめます。	介護保険課 社会福祉課
オストメイト対応トイレ整備事業	オストメイトの社会参加を一層促進するために、公共施設にオストメイト対応トイレの整備をすすめます。	社会福祉課
学校のエレベーターの設置	市内の小・中学校にエレベーターの設置をすすめます。	教育課

### (2) 交通・移動支援サービスの整備

市内には、JR山陰本線及び路線バスが運行されていますが、利用者が大幅に減少しているため、本数も減少しています。地域が広大であり高齢者や障がいのある人が外出しようとしても公共交通機関の整備が充分ではありません。

このため、移送サービス等の整備や移動支援サービスの充実を図っていきます。

取り組み	内容	主担当
地域生活支援事業の推進	個人やグループを対象とした個別の「移動支援事業」は、ニーズを踏まえ検討します。また、重度身体障がい者等の自動車改造費の一部を助成します。	社会福祉課
移動支援サービス	屋外で移動困難な障がい者（児）について、社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動や社会参加のための必要な移動の介助、必要となる介護を支援します。	社会福祉課
公共交通機関を利用しやすい環境づくり	八鹿駅舎のバリアフリー化、低床バスの導入促進など、関係機関との連携により公共交通機関を利用しやすい環境づくりを推進します。	土地利用未来課 社会福祉課

### （３）緊急・災害対策の整備

災害発生時において、障がい者が安全に避難でき、災害による被害を最小限にとどめることのできる支援体制整備が重要な課題です。地域の協力を得ながら、災害時に援護を必要とする障がい者（児）の迅速な安否確認や避難誘導が行えるよう支援体制づくりに努めます。社会福祉協議会と共同で作成した市内全地区の要援護者台帳とマップを有効活用できるようデータ整備をします。また、福祉避難所として、市内の各特別養護老人ホーム・老人保健施設・障害者入所施設等と協定を交わしています。

各地域で行われる災害に備えた避難訓練が、防災意識の向上や地域福祉を考える機会として、全住民参加型の「地域づくり」になるようすすめていきます。

#### （災害時対応のポイント）

- 1 災害や避難情報を確実に市民に伝達できる仕組みづくり
- 2 要援護者情報の収集・整理・共有・活用する仕組みづくり
- 3 要援護者の避難計画の具体化

取り組み	内容	主担当
災害情報伝達	現行の運用（緊急時の自主放送番組やメール等で情報提供）を継続するとともに、多様な情報発信の方法を開拓し、共助の精神の醸成を図るとともに、net119 通報システムの周知、普及促進をも図る。	防災安全課 情報課
自主防災意識の育成	市内各区の自主防災組織や各地域の自治協議会等の活動を通じて、全住民参加の防災訓練等を行い、さらなる防災意識の向上や地域づくりを図ります。	防災安全課 人権・協働課 自治協議会
地域防災体制の充実	要援護者台帳や福祉防災マップ作成過程での話し合いを活かし、各区長や民生委員、民生・児童協力委員、福祉委員等各地区役員、社会福祉施設、ボランティア団体、各地区の自治協議会等の相互扶助組織等関係者の連携体制づくりを進め、地域ぐるみの防災体制整備をすすめます。	防災安全課 社会福祉課 人権・協働課 社会福祉協議会 自治協議会

取り組み	内 容	主担当
災害時避難体制の充実	支援を必要とする人の個人情報保護に留意しながら、具体的な支援体制を強化します。また、高齢者、障がい者に配慮した既存避難所の整備運営を図るとともに、福祉避難所の運営マニュアルについて整備をすすめます。	防災安全課 社会福祉課 人権・協働課 社会福祉協議会 自治協議会

#### (4) 情報伝達体制の整備

日常生活を安心、安全に送るためには、様々な情報が必要です。障がい者への伝達方法を工夫することで障がいのある人もない人も不安なく生活できるよう支援していきます。

取り組み	内 容	主担当
多様な伝達方法の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 広報紙やホームページで福祉サービスや各種制度等に関する情報提供を行います。</li> <li>・ ボランティア等の協力を得ながら、市広報紙の音声化（自主放送番組で放送中）に努めるとともに、後継グループまたは後継者の育成等を図ります。</li> </ul>	情報課 こども学び課
コミュニケーション支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 手話通訳者や要約筆記者等の派遣を行うことで、視覚、聴覚・言語等に障がいのある人のコミュニケーションを支援します。</li> <li>・ 手話通訳者や要約筆記者等の広域的な登録制度について推進します。</li> </ul>	社会福祉課

## 基本目標2 生きがい・社会参加の環境づくり

### 1 雇用・就労の基盤づくり

#### (1) 障がい者の雇用の場の拡大

公共職業安定所や商工会、養父市自立支援協議会、障害者就業・生活支援センターなど関係機関との連携を強化し、民間企業やサービス提供事業所等への働きかけにより、障がい者の雇用・就労の場の拡大に努めます。

取り組み	内 容	主担当
職業相談・紹介窓口等の周知・利用促進	公共職業安定所（ハローワーク）が行う職業相談・紹介窓口等の周知・利用促進をすすめます。また、市福祉事務所における無料職業紹介事業の充実を図ります。	社会福祉課 ハローワーク
民間企業への啓発・雇用拡大の促進	ハローワークや兵庫障害者就業・生活支援センターなど関係機関とともに、市内の事業所に障がい者の雇用にかかる支援制度の周知を図るとともに、障がいのある人に対する正しい理解についての啓発に努めます。	社会福祉課 ハローワーク 就業センター 商工観光課

取り組み	内 容	主担当
公共機関における雇用拡大の促進	障がい種別にかたよらない雇用の拡大を促進します。	経営総務課 教育課

## (2) 多様な就労支援

障がいのある人の就労機会の拡大を図るため、関係機関とネットワーク化を図ります。

取り組み	内 容	主担当
障がい者就労支援の推進	障害者就業・生活支援センターと連携し就業相談や就労支援、職場定着支援など総合的に支援します。障がいのある人と事業所の双方を支援するジョブコーチ（職場適応援助者）やジョブサポーター等の周知を図り、利用をすすめていきます。	社会福祉課 ハローワーク 就業センター
障がい者職場実習等の推進	一般就労に向けた実習を行った障がい者と実習受入事業所へ奨励金を交付し、実習体験の推進等を図ります。	社会福祉課 ハローワーク 就業センター
福祉的就労の充実	障がいのある人がその状態に応じた就労の場（日中活動の場）を確保できるよう、サービス提供事業所等関係機関と連携を図ります。	ハローワーク サービス提供事業所
農福連携の推進	担い手不足や高齢化が進む農業分野において、事業者や関係機関と農福連携に取り組み、障がいのある人の就労や生きがいがづくりの場を生み出すとともに、新たな担い手となれる環境づくりをすすめていきます。	社会福祉課 農林振興課
事業主や職場の理解	事業主や職場の人が障がい者の雇用に関する理解と認識を深めることができるようハローワーク等関係機関との連携により普及啓発を図ります。	社会福祉課 ハローワーク 就業センター

## 2 文化・スポーツ活動の推進

スポーツやレクリエーション・文化活動は、人生をより豊かに、充実したものにします。関係機関と連携し、障がい者を対象としたスポーツや文化、生涯学習に関する教室・講座等の活動を促進し、地域の中で豊かな生活を送ることができるよう、生きがいがづくりを支援します。

取り組み	内 容	主担当
スポーツ大会・レクリエーション教室の開催	スポーツ大会やレクリエーション教室の開催を支援します。	社会福祉課
活動機会の確保	障がいに応じて誰もが楽しめるスポーツやレクリエーションの普及や活動しやすい環境づくりをすすめます。	生涯スポーツセンター 社会福祉課
旅行開催支援	「希望の旅」等、障がい者が安心して参加できるよう支援協力します。	社会福祉課

取り組み	内 容	主担当
文化・芸術活動への支援	文化・芸術関係講座の開催及び作品展示等、障がい者の文化活動を支援します。	歴史文化財課 社会福祉課 公民館

### 基本目標3 共に支えあう環境づくり

#### 1 広報・啓発の充実

##### (1) 障がい者への理解の促進

共に生活していくために障がいや障がいのある人を正しく理解することが大切です。様々な機会を活用して、啓発、広報を行います。

取り組み	内 容	主担当
障害者週間・人権週間等の活用	関係機関と連携して障がいのある人をはじめ、あらゆる人権の尊重を啓発します。 定期的に人権相談所を開設し、人権週間では人権擁護委員の活動として啓発グッズの配布を行っています。今後も継続して市民への人権意識啓発を図ります。	人権・協働課
広報媒体の活用	市の広報誌やホームページ、ケーブルテレビ等、多様な方法で障がいや障がいのある人に対する市民の理解の促進を図ります。	情報課 社会福祉課
団体や市民各層との協働による啓発	障がいに関して広く市民の理解を深めるため、障がい者団体等との連携を強化し、啓発活動の促進を図ります。	社会福祉課
安心見守りネットワーク	支援を必要とする方の地域生活をゆるやかに見守ることにより、安心・安全のまちづくりを促進します。	社会福祉課 介護保険課 社会福祉協議会

##### (2) 福祉教育の推進

各学校で実施されている福祉の体験学習や活動などを通じて、障がいのある人に対する理解を深める福祉教育を推進します。また、地域での学習機会の充実を図ります。

取り組み	内 容	主担当
学校における福祉教育の推進	「総合的な学習（探求）の時間」を活用して、障がい者への理解を深めます。	こども学び課 社会福祉課 社会福祉協議会
人権教育事業の推進	障害者差別解消法に基づき、様々な人権問題について正しい理解と認識を深めるため研修会等を開催します。	こども学び課 人権・協働課 社会福祉課
合理的配慮の提供の理解促進	障がいのある人もない人も、互いに認め合いながら共に生きる社会を目指し「合理的配慮の提供」の理解促進を図ります。	社会福祉課

## 2 障がい福祉にかかわる団体等の活動支援

交流や情報交換、相互支援、情報発信等を目的に当事者団体が活動しています。しかし、組織への加入を希望しない人の増加や個人情報保護による参加対象者の把握が困難になっている等の課題もあります。

当事者が生きいきとした生活を送れるよう、今後も各活動について支援協力していきます。さらに、今後は福祉施設やサービス提供事業所等とも連携しながら継続して支援していくことが必要です。

## 3 障がい福祉にかかわる人材の育成

近年、障がいについては、その種別により抱える問題や治療方法などが多様化・複雑化しています。こうした状況を当事者が、適切に伝えられるようにコミュニケーション方法を充実するため、手話通訳者や要約筆記者等の人材養成を広域的に検討します。

取り組み	内 容	主担当
養成講座及び研修会	手話通約者や要訳筆記者等の養成や、その後の研修会を関係機関とともにすすめていきます。	社会福祉課 社会福祉協議会
ゲートキーパー養成	地域の中での心のサポーターとなる「ゲートキーパー」を養成します。	健康医療課 社会福祉協議会
介護人材の確保	介護人材の確保と定住の促進を図り、U・Iターンにより市内の介護サービス等事業所に就職する方や、資格取得のための支援をします。	介護保険課 社会福祉課

## 第5章 計画を推進するために

### 1 計画の周知

家庭、地域、学校、企業などにおいて、市民の主体的・積極的な取り組みを促進するため、概要版の作成・配布、市の広報誌、市ホームページへの掲載など、本計画の周知に努めます。

### 2 推進体制づくり

#### (1) 庁内の連携

本計画を着実に推進していくために、福祉、保健、教育関係だけでなく、総務財政課、防災安全課、情報課、まち整備部等多くの部局と連携を図り市全体で、障がい者福祉の支援体制整備をすすめます。また、必要に応じて計画内容の見直し等を含めた検討を行います。

#### (2) 住民・関係団体との連携

本計画の推進は行政だけではなく、市民や各種団体、障害福祉サービス事業所などがそれぞれの役割を担い、連携していくことが必要です。

障がいや障がい者（児）への正しい理解の普及を図ると共に、障がいのある人もない人も共に豊かな地域生活の実現にむけて、様々な媒体を活用しながら本計画の広報を行い、官民一体となった政策の展開を図っていきます。

#### (3) 計画の進行管理

計画の進捗状況の把握、検証を社会福祉課が中心となり行います。そのため、計画に掲げた各種障がい者施策の実施にあたり、障がい者団体、保健・医療関係者、教育関係者、雇用関係者、社会福祉協議会、相談支援事業所、障害福祉サービス事業所等で構成される「自立支援協議会」からの提言を踏まえ、障がい者が暮らしやすい社会の実現に向けて推進します。

また、「障害者総合支援法」等の改定により、計画の見直しの必要性が生じた場合は検討します。

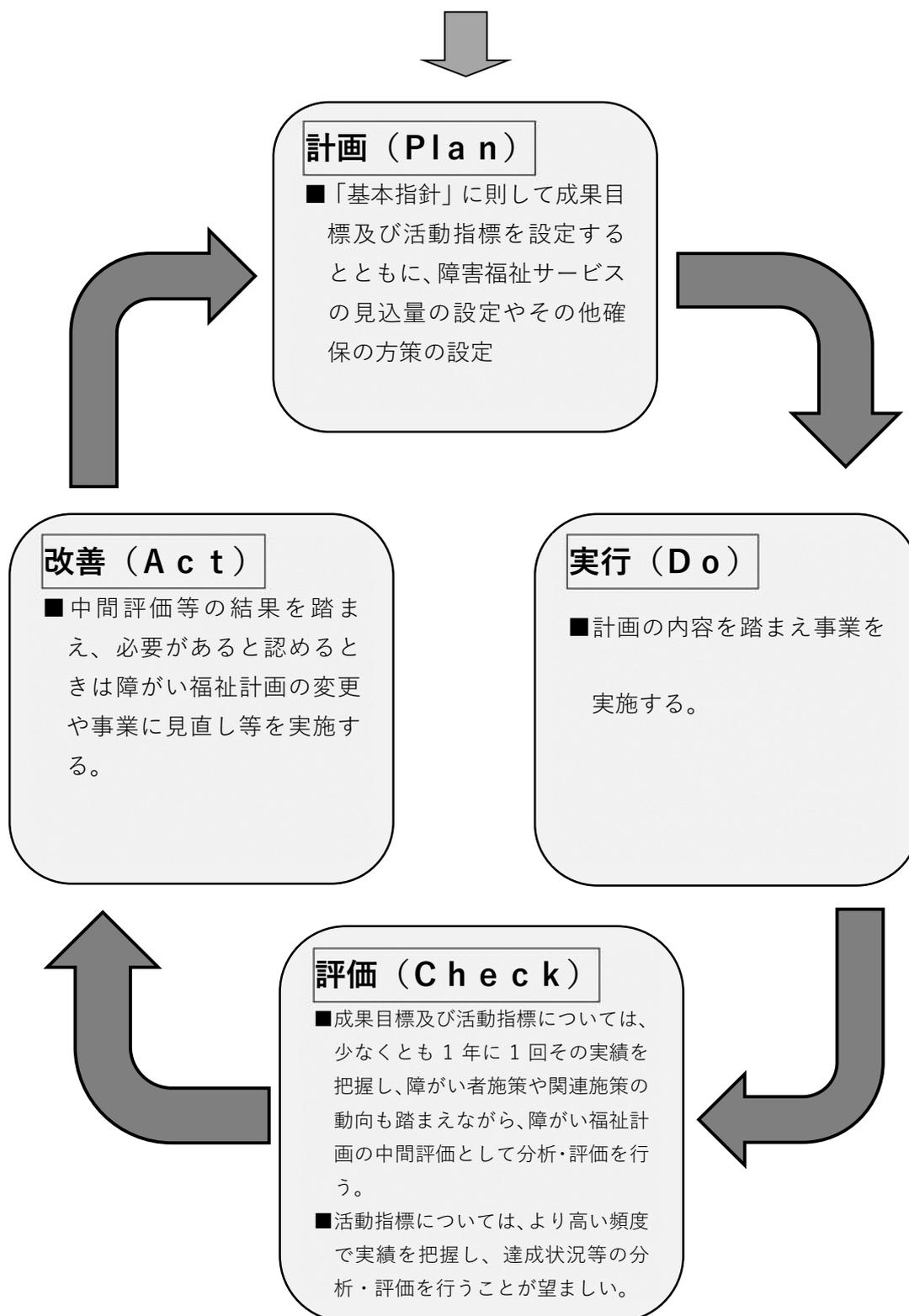
#### (4) 国・県との連携

障がい者施策は国や県の制度に基づくものが多く、今後も国や県の動向を注視し連携を図りながら施策の推進に努めます。

### 3 障がい福祉計画におけるPDCAサイクルのプロセス

#### ■基本指針

障がい福祉計画策定にあたっての基本的考え方及び達成すべき目標、サービス提供体制に関する見込み量等の提示





# 第7期養父市障がい福祉計画 第3期養父市障がい児福祉計画

(令和6年度～令和8年度)

令和6年3月

養父市

# 第1章 基本的な考え方

## 1 計画策定の趣旨

### (1) 法的位置づけ

障害者総合支援法（第89条）、児童福祉法（第33条の22）に基づく法定計画

### (2) 計画期間

令和6年4月～令和9年3月（3年間）

### (3) 目的等

養父市の障害福祉施策の推進のための理念や基本方針を定めた「養父市障がい者計画」を実現するための実施計画。障害福祉サービス等を提供するための体制の確保が総合的かつ計画的に図られるように、数値目標や必要見込み量等を定めるため、「第7期養父市障がい福祉計画」「第3期養父市障がい児福祉計画」（以下「本計画」という）を策定するものです。

## 2 計画の基本理念

本市における障がい者施策は、障害者基本法に基づき、障がい者施策を総合的に推進するための基本的な方針を示す「養父市障がい者計画」と、施策の数値目標を示す「養父市障がい福祉計画」、また「養父市障がい児福祉計画」で進められており、これらは上位計画である「養父市総合計画」の具体的な部門計画として、障がい福祉サービス等の提供体制及び自立支援給付費の円滑な実施を確保することを目的として策定するものです。

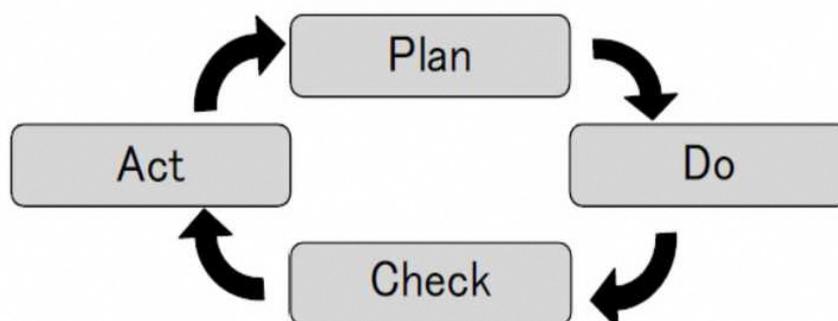
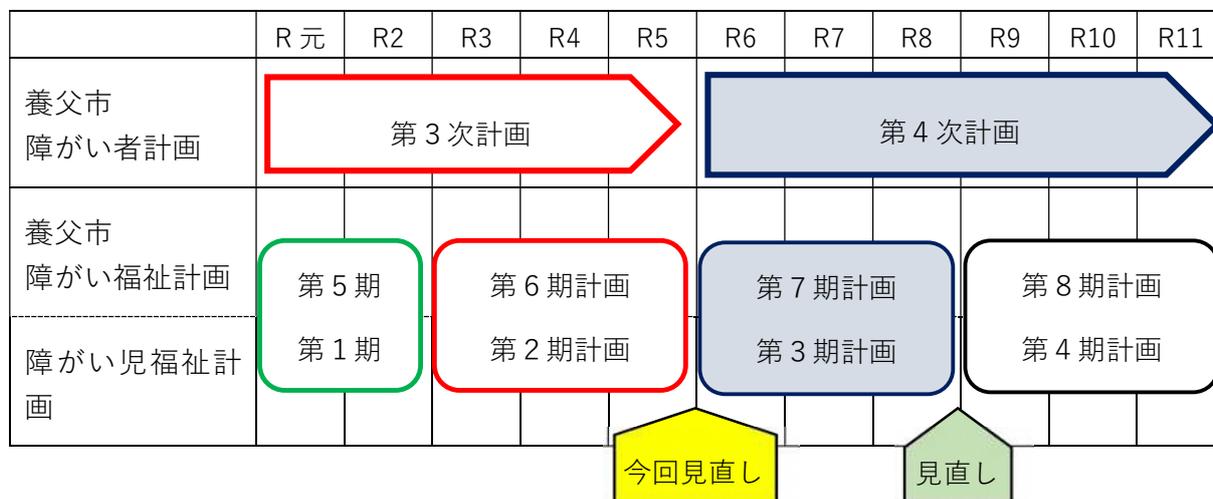
本計画は、「第4次養父市障がい者計画」の個別計画であり、「第6期養父市障がい福祉計画」および「第2期養父市障がい児福祉計画」の基本理念を継承します。

- 1 障がい者（児）の自己決定の尊重と意思決定の支援
- 2 障がいの種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施
- 3 入所・入院から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備

### 3 計画の期間と推進体制

本計画は、第6期計画の計画期間に引き続き、令和8年度を目標に、令和6年度から令和8年度までの3年間を計画期間とします。

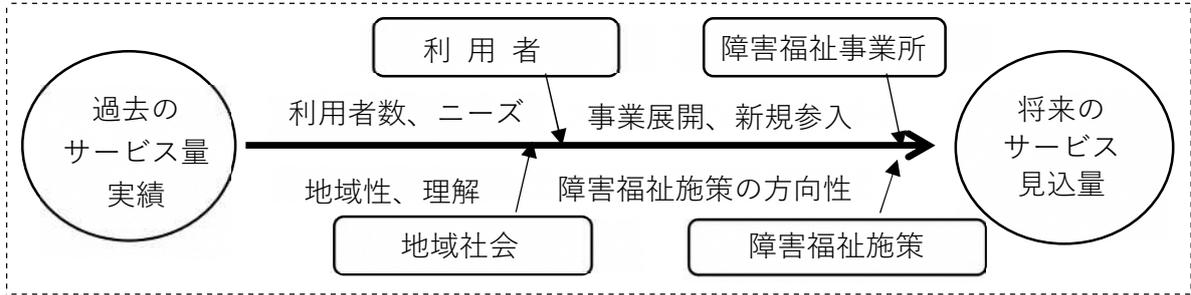
なお、国の動向に伴い、計画の根幹となる法律や制度等について、大幅な変更が生じた場合は、P D C Aサイクルに基づき適宜見直しを行うものとします。



計画 (P l a n)	目標を設定し、目標達成に向けた活動を立案する
実行 (D o)	計画に基づき活動を実行する
評価 (C h e c k)	活動を実施した結果を把握・分析し考察する (学ぶ)
改善 (A c t)	考察に基づき、計画の目標、活動などを見直しする

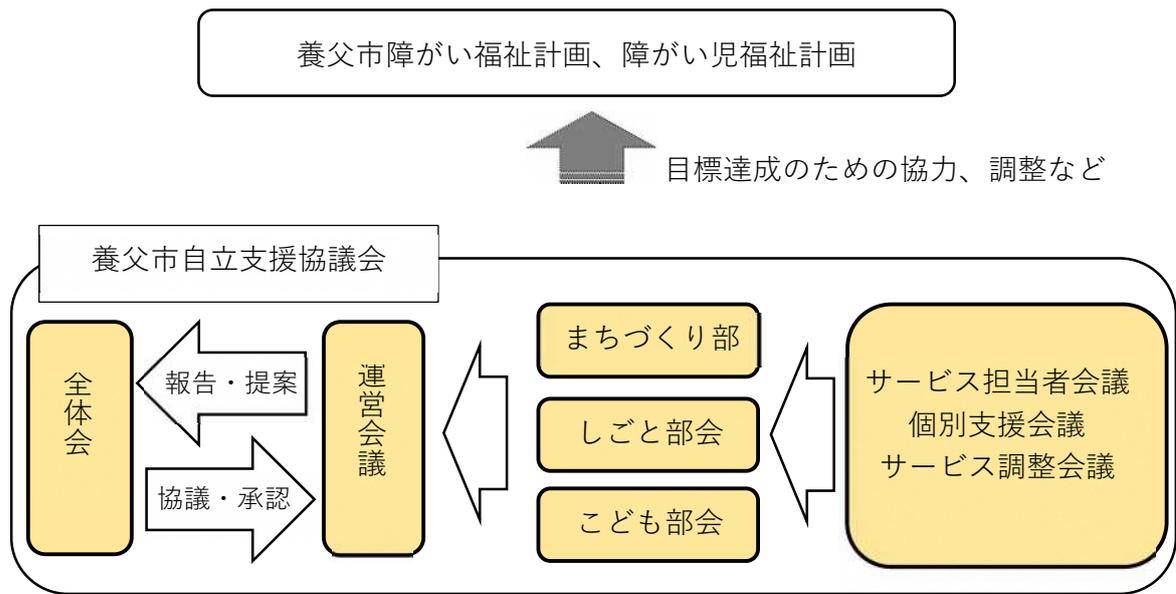
#### 4 計画の策定方針

本計画は、障がいのある人を取り巻く現状と課題を確認し、住み慣れた地域で安心して生活を送るために必要となる障害福祉サービス等の提供の確保に向けて計画的に取組みを推進するため、アンケート調査等などを行い、地域の実情を把握して目標を設定します。



#### 5 養父市自立支援協議会の協力

本計画の進捗状況を確認するとともに計画的に取組みを進めていくため、地域の障がい福祉に携わる関係者が集まり協議を行っている、養父市自立支援協議会の協力のもと、目標の達成を目指します。



## 6 アンケート調査（ニーズ調査）の結果

本計画の策定にあたり、障がいのある人が地域で安心して生活し、生きがいを持って暮らしていくために、障がいのある人に関する課題や多様なニーズ、さらに障がい者施策への要望を把握し、計画策定の基礎資料とするため、次のとおりアンケート調査を実施しました。

### （1）アンケート調査依頼

- ① 市内障がい者等の市民団体：8 団体
- ② 市内障害福祉サービス等提供事業所：23 箇所

### （2）調査の目的

- ① 障がい者等の市民団体を対象とした調査  
障がいのある人を取り巻く現状を把握することで、今後の障害福祉サービスの方向性や、市が推進する施策の検討のための調査。
- ② 障害福祉サービス等提供事業所を対象にした調査  
障害福祉サービスの現状と課題の把握及び、今後における新たなサービスの展開（拡充）や方針を確認することで、当計画のサービス見込量を設定するための調査。

### （3）調査期間

令和5年11月21日～11月30日

### （4）実施方法

郵送及び電子メールによる配布、回収

### （5）回答率

- ① 障がい者等の市民団体：87.5%（7 / 8 団体）
- ② 障害福祉サービス等提供事業所：86.9%（20 / 23 箇所）

(6) 調査結果の概要（結果の抜粋）

今回の障がい者等の市民団体を対象としたアンケート調査の結果は、身体・精神・知的・発達障害などの障がいの特性や、子どもから高齢者の年齢層また、障がいのある当事者側とその支援をしている家族側などの立場等に関係なく、意見があった内容を一覧として取りまとめています。

●生活している地域での障がい者への配慮について

【基準表】	十分な配慮がある	ある程度は配慮がある	もう少し配慮が必要	配慮がない（無関心など）
評価する記号	◎	○	△	×

ア 生活する地域住民の障がいや障がいのある人への配慮（理解）など

評価	意見など
○	目に見える障がいに対しては配慮する側も、手をさしのべやすいが、精神、知的、聴覚など一見して理解されない者に対して対応がむずかしいと考える人が多い。
△	理解が進んでいる人と全く無関心な人との差が大きくなっていると思う。
×	病気について「理解がない」というよりも「知られていない」と感じます。

イ 市役所の職員の窓口等での対応や、公共施設利用時の配慮など

評価	意見など
○	以前と比べて職員から声をかけてくれるようになったときいています。障がいのある者は自分から声をかけることが苦手です。「今忙しい」オーラを出さずに対応をお願いしたいです。
△	配慮が有るか無いかより、精神障害者に対する理解はないと思う。知らない人がまだまだ多すぎると感じる。心ない視線や言葉などまだまだなくなっていないと思う。
×	あまり知られていないように感じます。

ウ 市内の店舗や民間サービスを利用する際の店側の配慮など

評価	意見など
△	障がい者の中には人と話すのが苦手でも自動販売機やATM、自動支払機などを上手く使いこなす人もありますが、中には店員さんやお店の人と話したい人もありますが、避けられてしまうこともあるようです。

エ 市内のこども園、小中学校等の利用時の配慮など

評価	意見など
×	小・中学生の10%がこの病気といわれていますが、先生方が病気について詳しく学ぶ場がないと思います。

オ 勤め先での配慮（障がいのある人を取り巻く就労に関する事など）

評価	意見など
○	一般就労できている子をもつ会員は少ないです。障害者枠で配慮を受けながら就労している場合も本人からの意見はきけていません。
×	精神障害のことや疾患、コミュニケーションの取り方など知らない事や知らない人がほとんどではないのか。障害のある人を雇う以上は理解につながるよう学習の機会も必要ではないか。（社員教育のような）

●現在の市内事業所が提供している障がい福祉サービスの状況

事業所種別		件数	事業所種別		件数		
サービス 訪問系	居宅介護(ホームヘルプ)	2	相談支援	計画相談支援 (障がい児)	5		
	重度訪問介護	1		計画相談支援 (障がい者)	5		
	同行援護	2			地域移行支援	3	
	行動援護	0			地域定着支援	3	
	重度障害者等包括支援	0			障害児 サービス	児童発達支援	2
日中活動系 サービス	生活介護	5	障害児 サービス		医療型児童発達支援	0	
	療養介護	1		居宅訪問型児童発達支援	0		
	短期入所(ショートステイ)	2		放課後等デイサービス	3		
	訓練系・ 就労系	自立訓練(機能訓練)		0	保育所等訪問支援	0	
		自立訓練(生活訓練)		0	地域生活 支援事業	相談支援事業	5
		就労移行支援		1		移動支援事業	3
		就労継続支援(A型)		1		地域活動支援センター事業	1
	就労継続支援(B型)	2		日中一時支援事業		2	
サービス 居住系	共同生活援助 (グループホーム)	2	地域生活 支援事業	重度障害者等入浴サービス事業	1		
	施設入所支援	2					
	自立生活援助	1					

●事業所のマンパワーの状況

	回 答	
大変不足している	3	(15%)
不足している	3	(15%)
やや不足している	5	(25%)
適当	9	(45%)
多い	0	(0%)

●事業所を円滑に運営していく上で、問題を感じる事

	回 答	
従事者の確保	10	(22%)
利用者の確保	7	(15%)
事務作業量が多い	8	(18%)
従事者の資質向上	5	(11%)
利用者や家族の制度理解	2	(4%)
施設・設備の改善	1	(2%)
労働条件の改善	8	(18%)
必要な情報の入手	0	(0%)
他の市町等との連携	2	(4%)
特になし	1	(2%)
その他	2	(4%)

●市内における障がい福祉サービスの充足度

	需要がない		充足している		不足している	
居宅介護	0	(0%)	2	(15%)	11	(85%)
重度訪問介護	8	(73%)	0	(0%)	3	(27%)
同行援護	0	(0%)	2	(17%)	10	(83%)
行動援護	6	(67%)	0	(0%)	3	(33%)
重度障害者等包括支援	5	(83%)	0	(0%)	1	(17%)

	需要がない		充足している		不足している	
短期入所	2	(12.5%)	6	(37.5%)	8	(50%)
共同生活援助	0	(0%)	4	(44%)	5	(56%)
自立生活援助	0	(0%)	8	(73%)	3	(27%)
施設入所支援	0	(0%)	7	(54%)	6	(46%)
計画相談支援	0	(0%)	14	(87.5%)	2	(12.5%)
児童発達支援	0	(0%)	0	(0%)	13	(100%)
医療型児童発達支援	0	(0%)	0	(0%)	5	(100%)
居宅訪問型児童発達支援	0	(0%)	0	(0%)	3	(100%)
放課後等デイサービス	0	(0%)	9	(56%)	7	(44%)
保育所等訪問支援	0	(0%)	0	(0%)	5	(100%)
生活介護	0	(0%)	8	(80%)	2	(20%)
自立訓練(機能訓練)	1	(33%)	0	(0%)	2	(67%)
自立訓練(生活訓練)	1	(25%)	0	(0%)	3	(75%)
就労移行支援	0	(0%)	10	(91%)	1	(9%)
就労継続支援(A型)	0	(0%)	9	(75%)	3	(25%)
就労継続支援(B型)	0	(0%)	11	(92%)	1	(8%)
就労定着支援	1	(9%)	2	(18%)	8	(73%)
療養介護	0	(0%)	6	(75%)	2	(25%)
相談支援事業(障がい者)	0	(0%)	12	(80%)	3	(20%)
相談支援事業(障がい児)	0	(0%)	12	(86%)	2	(14%)
地域活動支援センター事業	0	(0%)	8	(62%)	5	(38%)

●障がい者を取り巻く課題(抜粋)

① 保健・医療について
<ul style="list-style-type: none"> <li>・心のケア相談等の有効的な利用が必要。</li> <li>・障害サービスを利用していない人の相談支援が不十分な状況。</li> </ul>
② 生活環境の整備について
<ul style="list-style-type: none"> <li>・リフォーム、住宅改修に要する補助が少なく、十分な環境を整えられない。</li> <li>・山間部の交通手段が少なく、移動手段の確保が必要。</li> </ul>
③ 相談・情報提供について
<ul style="list-style-type: none"> <li>・障害福祉サービスと介護保険を併用する利用者が増加しているが、制度の理解が不十分。</li> <li>・地域住民と専門職の連携を図るための自立支援協議会等の更なる充実。</li> </ul>
④ 住まい・住宅の確保について
<ul style="list-style-type: none"> <li>・グループホームから地域に移行していくため家賃補助や保証人の確保が必要。</li> <li>・利用者ニーズも高く、グループホームの増設・建設整備が必要。</li> </ul>
⑤ 雇用・就労について
<ul style="list-style-type: none"> <li>・障がい者雇用の理解を深め就労先を増やすこと、就業先のサポート役が必要。</li> <li>・就労先への移動手段の確保が困難。福祉的就労としての農福連携の推進が必要。</li> </ul>

⑥ 災害時の支援について
<ul style="list-style-type: none"> <li>・関係機関と障害者の情報共有、緊急時のネットワーク体制づくりが必要。</li> <li>・グループホームから地域に移行していくため家賃補助や保証人の確保が必要。</li> </ul>
⑦ 障がいへの理解と交流について
<ul style="list-style-type: none"> <li>・子供も大人も世代を越えた障がいに対する正しい理解ができる福祉教育や交流が必要。</li> <li>・精神障がいや発達障がいなどへの理解について学ぶ機会が必要。</li> </ul>
⑧ 教育・保育について
<ul style="list-style-type: none"> <li>・未就学児の支援が不足しているため、児童発達支援事業所の設置が必要。</li> <li>・放課後等デイサービスを利用している中高生について就労準備型が必要。</li> </ul>
⑨ 生涯学習活動について
<ul style="list-style-type: none"> <li>・障がいの有無にかかわらず、誰もが楽しめるよう配慮されたイベントの計画が必要。</li> <li>・市内にある施設を有効利用できる理解とサポートが必要。</li> </ul>

## 第2章 成果目標（令和8年度の数値目標）

### 1 福祉施設の入所者の地域生活への移行

#### 【第6期計画期間の進捗状況】

第6期計画の市の目標値に対する令和5年度末見込値(令和5年12月時点の見込値と令和元年度末時点の数値との増減見込数)は、次の通りです。

内 容	市の目標値	令和5年度見込値
①施設入所者の地域生活への移行に関する人数	5人	2人
②施設入所者数の削減見込人数	2人	2人

#### 【第7期計画期間の目標】

令和8年度末における地域生活に移行する障がい者の数値設定するにあたり、令和4年度末時点の施設入所者数の6%以上が地域生活に移行し、施設入所者の5%以上の削減を基本に、地域の実情やこれまでの実績を踏まえて設定するよう定めます。

国の方針	①地域移行者数：令和8年度末時点で、令和4年度末施設入所者数の6%以上
	②施設入所者数：令和8年度末時点入所者数を令和4年度末入所者数から5%以上削減
市の方針	①施設入所者の地域生活への移行に関する目標人数：2人
	②施設入所者数の削減見込人数：4人

【現状】	第6期		
	令和3年度実績	令和4年度実績	令和5年度見込
①地域移行者数	1人	1人	2人
②施設入所者数	72人	74人	72人

※①地域移行者数は、令和2年度末からの累計

【目標】	基準値	目標値	①移行者数 ②削減者数	国の指針
	令和4年度末	令和8年度末		
①地域移行者数	1人	2人	2人(200%)	6%以上
②施設入所者数	74人	70人	4人(5.4%)	5%以上

※①地域移行者数の令和8年度末値は、令和4年度末からの累計

### 2 精神障がい者を地域全体で支える体制の構築

#### 【第6期計画期間の進捗状況】

令和2年度に養父市自立支援協議会において協議の場を設け、令和5年度は、自立支援協議会の専門部会で、民生委員へ精神障がい者の地域生活について講演を行いました。

### 3 地域生活支援の充実

#### 【第6期計画期間の進捗状況】

第6期計画の市の目標値に対する令和5年度末見込値(令和5年12月時点の見込値)は、次の通りです。

内 容	市の目標値	令和5年度見込値
地域生活を支援する機能の集約等を行う拠点を、市内又は圏域に1つの拠点の確保	国県の方針を基本に検討	令和6年度の設置に向けて検討説明を行った

#### 【第7期計画期間の目標】

- ・地域生活支援拠点等の整備とともに、機能の充実のためのコーディネーターの配置、機能を担う障害福祉サービス事業所等の担当者の配置、支援ネットワーク等による支援体制、緊急時の連絡体制の構築の推進を図るとともに、年1回以上の運用状況の検証及び検討を行います。
- ・強度行動障がい者に関して、各市町村又は各圏域において支援ニーズを把握し、支援体制の整備を推進します。

国の方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各市町村又は各圏域に少なくとも1つ以上確保しつつ年1回以上運用状況を検証、検討するとともに、機能の充実を図ること。</li> <li>・各市町村又は各圏域において、強度行動障がい者への支援体制を推進すること。</li> </ul>
市の方針	令和6年度中に、複数の機関が分担して機能を担う「面的整備型」による地域生活支援拠点等の整備を行う

### 4 福祉施設から一般就労への移行等

#### 【第6期計画期間の進捗状況】

第6期計画の市の目標値に対する令和5年度末見込値(令和5年12月時点の見込値と令和2年度末時点の数値との増減見込数)は、次の通りです。

内 容	市の目標値	令和5年度見込値
①一般就労への移行者数	4人	2人
②就労移行支援事業利用者数	8人	5人
③就労移行支援事業所の増加	令和4年度に1ヶ所開設した	
④就労定着支援による職場定着率を設定	事業所の開設を目指して支援をする	事業所の開設に向けて支援を行った

#### 【第7期計画期間の目標】

福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて、令和8年度末における一般就労に移行する者の数値設定を定めます。

国の方針	①一般就労への移行者数：令和3年度実績の1.28倍以上 うち就労移行支援事業：1.31倍以上 就労継続支援A型：1.29倍以上 就労継続支援B型：1.28倍以上 ②就労移行支援事業利用修了者のうち一般就労への移行割合5割以上の事業所の割合：全体の5割以上 ③就労定着支援事業利用者：令和3年度末実績の1.41倍以上 ④就労定着率7割以上となる就労定着支援事業所割合：2割5分以上 ⑤就労支援ネットワーク強化等会議の開催回数：年2回
市の方針	①一般就労への移行者数：7人(令和3年度の1.75倍) うち移行支援事業：2人、就労A型：2人、就労B型：3人 ②、③市内に就労定着支援事業所がないため、令和8年度末までに、必要なサービスが提供できる事業所の開設を目指します

【現状】	第6期		
	令和3年度実績	令和4年度実績	令和5年度見込
①一般就労への移行者数	4人	1人	2人
②就労定着支援事業利用者	0人	0人	0人
③就労定着率8割以上の就労定着支援事業所数	0事業所	0事業所	0事業所

【目標】	基準値 令和3年度	目標値 令和8年度末	比率	国の指針
①一般就労への移行者数	4人/年	7人/年	1.75倍	1.28倍以上
うち就労移行支援	1人/年	2人/年	-	1.31倍以上
うち就労A型	1人/年	2人/年	-	1.29倍以上
うち就労B型	2人/年	3人/年	-	1.28倍以上

## 5 障がい児支援の提供体制の整備等

### 【第6期計画期間の進捗状況】

第6期計画の市の目標値に対する令和5年度末見込値(令和5年12月時点の見込値)は、次の通りです。

内容	市の目標値	令和5年度見込値
①児童発達支援センターの設置に向け、関係団体等で検討を進める	設置に向け、関係団体等で検討	設置について関係部局を含めて関係機関との協議を進めた
②保育所等訪問支援を利用できる体制の構築を目指す	利用できる体制の構築を検討	市独自での支援を行った

内 容	市の目標値	令和5年度見込値
③必要なサービスが提供できる事業所の開設を目指す	事業所の開設を検討	設置について関係部局を含めて関係機関との協議を進めた
④医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置を目指す	コーディネーターの配置を検討	配置について関係部局を含めて関係機関との協議を進めた

#### 【第7期計画期間の目標】

障がい児の支援に必要な体制の整備を行います。

国の方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>①児童発達支援センターを1か所設置</li> <li>②障がい児の地域社会への参加・包容推進体制の構築（児童発達支援センターや障がい児通所支援事業所等が保育所等訪問支援等を活用）</li> <li>③主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を1か所確保</li> <li>④医療的ケア児支援の場の整備及び医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置</li> </ul>
県の方針	⑤居宅訪問型児童発達支援事業所の確保
市の方針	<p>令和8年度末までの目標は以下のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①児童発達支援センターの設置に向け、関係部局を含め検討を進める</li> <li>②障がい児の社会参加及び利用できるサービスの充実に向け、関係部局及び関係機関での検討を進める</li> <li>③重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所等の確保に向けて、関係部局及び関係機関での検討を進める</li> <li>④医療的ケア児支援の場の整備及び医療的ケア児コーディネーター配置に向け、関係部局及び関係機関と検討を進める</li> <li>⑤必要なサービスが提供できる事業所の設置に向けて、関係部局及び関係機関での検討を進める</li> </ul>

## 6 相談支援体制の充実・強化等（第7期継続）

#### 【第7期計画期間の目標】

市又は圏域において、相談支援体制の拡充・強化等にむけた取り組みの充実を確保するために定めます。

国の方針	基幹相談支援センターの設置、同センターによる地域の相談支援体制の強化を図る体制の確保、又、指標に定める個別の事例検討を取組を行うための必要な協議会の体制の確保
市の方針	基幹相談センターによる地域の相談支援体制の強化を図る。また、今後も自立支援協議会の運営を行い、地域課題や個別事例の検討等を行っていく

## 7 障害福祉サービス等の質の向上（第7期継続）

#### 【第7期計画期間の目標】

障害福祉サービスの質の向上を図るための取り組みに係る体制の構築を定めます。

国の方針	活動指標に掲げる障害福祉サービス等の質の向上を図るための体制の構築
市の方針	障害福祉サービス等に係る研修へ市職員が積極的に参加し、障害者自立支援審査支払システムによる審査結果の分析及び活用を行い、障害福祉サービス等提供事業所へ情報を共有することで、課題解決や支援体制の強化に取り組む

## 8 その他

### 【第6期計画期間の進捗状況】

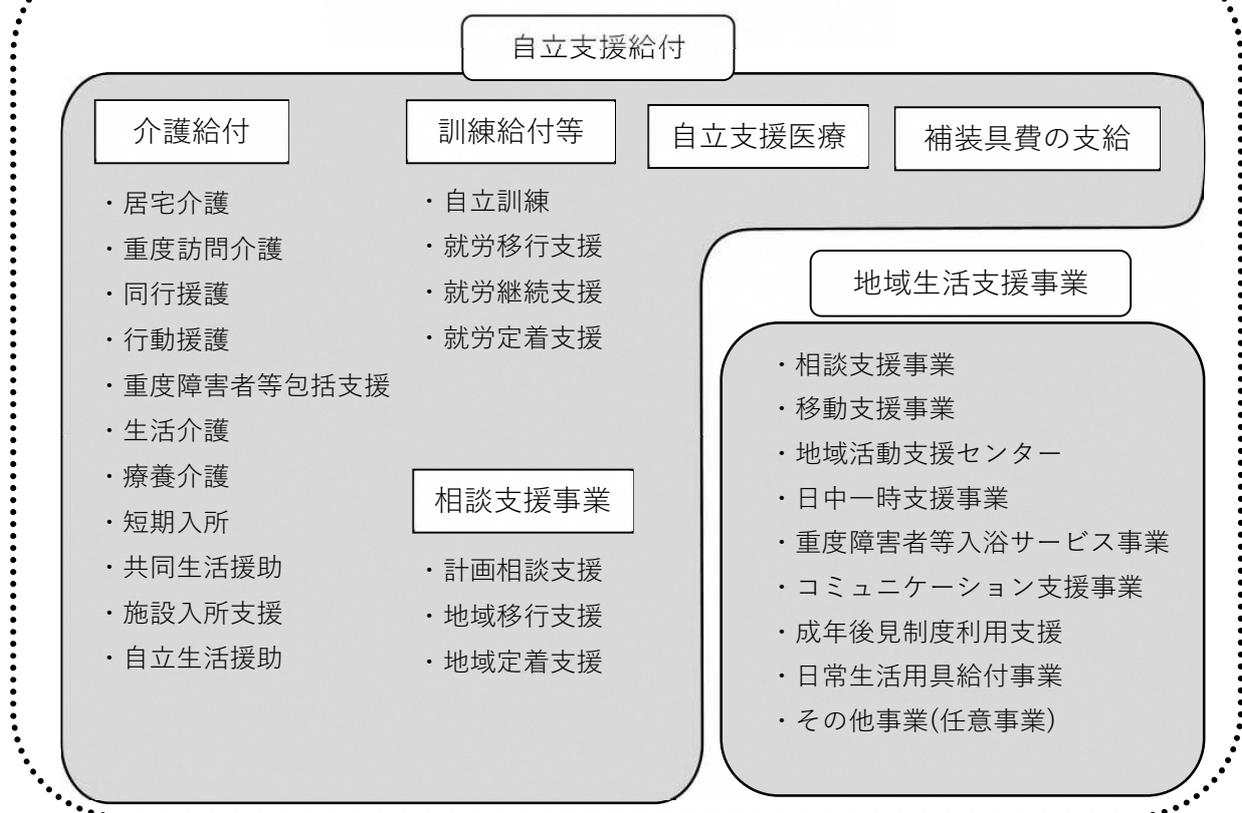
内 容		市の目標値	令和5年度見込値
①グループホームの整備等居住支援の体制確保	市内開設数（箇所数）	2箇所	1箇所
	県営・市営住宅を活用した入所者数（人）	0人	0人
②障がい者の積極的な採用（雇用）	知的障がい者及び精神障がい者の雇用人数（人）	5人	4人
③市における優先発注等の推進	優先発注等の件数（件）	15件	15件

### 【第7期計画期間の目標】

市の方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>①グループホームの整備等居住支援の体制確保を目指す</li> <li>②市職員採用担当部署と協力し、積極的な採用を目指す</li> <li>③庁内各課へ働きかけ、優先発注等について協力を求める</li> </ul>
------	--

### 第3章 障害福祉サービスの必要量及び確保のための方策

#### 障害者総合支援法のサービス体系



#### 児童福祉法に基づくサービス

##### 障害児通所給付

- ・ 児童発達支援（通所型・訪問型）
- ・ 放課後等デイサービス
- ・ 相談支援事業等

##### (1) 訪問系サービス

- ◎居宅介護（ホームヘルプ）◎重度訪問介護 ◎同行援護 ◎行動援護 ◎重度障害者等包括支援

##### (2) 日中活動系サービス

- ◎生活介護 ◎療養介護 ◎短期入所（ショートステイ）
- ◎自立訓練（生活訓練、機能訓練）◎就労移行支援 ◎就労継続支援（A型）
- ◎就労継続支援（B型）◎就労定着支援

##### (3) 居住系サービス

- ◎共同生活援助（グループホーム） ◎施設入所支援 ◎自立生活援助

##### (4) 相談支援事業

- ◎計画相談支援（障がい児、障がい者） ◎地域移行支援 ◎地域定着支援

# 1 障害福祉サービスに関すること

## (1) 訪問系サービス

### ①訪問系サービスの内容と対象者

サービス名	内 容	対象者
居 宅 介 護	障がい者のいる家庭にホームヘルパーを派遣し、自宅で入浴・排泄・食事の介護等を行います。	障害支援区分1以上（障がい児はこれに相当する心身状態）である方、なお通院介助は区分2以上の方
重度訪問介護	重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする人に、自宅で入浴・排泄・食事の介護・外出時に移動支援等を総合的に行います。 平成30年度より、入院中の医療機関においても訪問先が拡大されました。	障害支援区分4以上であり次のいずれにも該当する方 ①二肢以上に麻痺等があること ②障害支援区分の認定調査項目のうち歩行、移乗、排泄のいずれも「支援不要」以外と認定されていること
同 行 援 護	視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する人が外出するときに、必要な視覚的情報の支援、外出先で排泄・食事等の支援を行います。	視覚障がいにより、身体障害者手帳の交付を受けた方で、移動が著しく困難で、かつ国の定める基準に該当する方（身体介護を伴う場合は区分2以上）
行 動 援 護	知的障がいまたは精神障がいにより行動上著しい困難があるため常時介護が必要な人にヘルパー派遣し、行動するとき危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います。	障害支援区分3以上であり障害支援区分の認定調査項目のうち行動関連項目（12項目）等の合計点数が10点以上（障がい児はこれに相当する心身状態）である方
重度障害者等包括支援	常時介護を要する方で、意思疎通を図ることに著しい支障がある方のうち、四肢の麻痺及び寝たきり状態にある方や知的障がい又は精神障がいにより行動上著しい困難を有する方に、居宅介護その他複数の幅広い障害福祉サービスを組み合わせた包括的な支援を行います。	障害支援区分6（障がい児は区分6に相当する心身状態）に該当する方のうち意思疎通に著しい困難を有する方であり次のいずれかに該当する方 ①重度訪問介護の対象者であって、四肢すべてに麻痺があり、寝たきり状態にある障害者のうち人工呼吸器による呼吸管理を行っている身体障がい者又は最重度知的障がい者 ②障害支援区分の認定調査項目のうち行動関連項目の合計点数が10点以上の方

②訪問系サービスの第6期計画の実績と第7期計画見込み

区 分		第6期			第7期			
		3年度 実績	4年度 実績	5年度 見込	6年度 見込	7年度 見込	8年度 見込	
居宅介護、 重度訪問介 護、同行援 護、行動援 護、重度障 害者等包括 支援	月当りの平 均 利用人員	計画値	46人	48人	49人	42人	42人	42人
		実績値	39人	38人	42人			
		達成率	84.78%	79.16%	85.71%			
	均当りの平 均 利用時間	計画値	488 時間	495 時間	501 時間	480 時間	480 時間	480 時間
		実績値	426 時間	416 時間	480 時間			
		達成率	87.29%	84.04%	95.80%			
≪ 内 訳 ≫								
居宅介護	計画	実利用者数 (人/月)	40	42	43	35	35	35
		総利用時間数 (時間/月)	289	292	295	270	270	270
	実績	実利用者数 (人/月)	34	33	35			
		総利用時間数 (時間/月)	231	255	270			
重度訪問 介護	計画	実利用者数 (人/月)	1	1	1	2	2	2
		総利用時間数 (時間/月)	174	175	176	180	180	180
	実績	実利用者数 (人/月)	1	1	2			
		総利用時間数 (時間/月)	178	133	180			
同行援護	計画	実利用者数 (人/月)	5	5	5	5	5	5
		総利用時間数 (時間/月)	25	28	30	30	30	30
	実績	実利用者数 (人/月)	4	4	5			
		総利用時間数 (時間/月)	17	28	30			
行動援護	計画	実利用者数 (人/月)	0	0	0	0	0	0
		総利用時間数 (時間/月)	0	0	0	0	0	0
	実績	実利用者数 (人/月)	0	0	0			
		総利用時間数 (時間/月)	0	0	0			
重度障害者 等包括支援	計画	実利用者数 (人/月)	0	0	0	0	0	0
		総利用時間数 (時間/月)	0	0	0	0	0	0
	実績	実利用者数 (人/月)	0	0	0			
		総利用時間数 (時間/月)	0	0	0			

③訪問系サービスの第6期計画の検証と第7期計画の方針

区分	第6期計画の検証	第7期計画の方針
居宅介護	利用者は増加傾向にあります。 ★利用事業所数：市内2、市外0	本人や家族、主治医、支援関係者と連携しながら、利用者ごとのニーズに沿った支援を行います。
重度訪問介護	1名の利用がありました。 ★利用事業所数：市内0、市外2	
同行援護	令和5年度は新型コロナウイルス感染症が第5類に変更されたこともあり、以前のように外出することが増えてきたため、利用時間が増加しています。 ★利用事業所数：市内2、市外0	新型コロナウイルス感染症の影響が落ち着いてきたことにより、利用者の外出がこれまでのように行われるようになるため、利用者のニーズに沿った支援を行います。
行動援護	対象者はありませんでした。	現状では対象者はいませんが、各事業所と連携を図り、サービス量の適正な確保に努めます。
重度障害者等包括支援	対象者はありませんでした。	
総括	サービスによっては見込みを大きく上回る事業や、下回る事業もありました。 全体として利用者数は増加傾向にあり、新型コロナウイルス感染症の影響が落ち着いてきているため、徐々に利用量増加しています。	地域移行の推進と新型コロナウイルス感染症の影響が落ち着いてきていることから、訪問系サービスは増加傾向での数値設定としました。 相談支援事業所がサービス等利用計画書を作成し、総合的な支援方針や解決すべき課題を踏まえ、適切なサービスを利用者に提供できるように努めます。

(2) 日中活動系サービス

①日中活動系サービスの内容と対象者

サービス名	事業内容	対象者
生活介護	障害者支援施設等において、主として日中に入浴、排泄、食事介助を実施するとともに、創作的活動や生産活動の機会を提供します。	地域や入所施設において、安定した生活を営むため、常時介護の支援が必要な方で、障害支援区分3以上（障害者支援施設入所の場合区分4以上）の方。なお、50歳以上の場合は障害支援区分2以上（障害者支援施設等に入所の場合は区分3以上）の方
療養介護	常時介護が必要な障がい者で医療処置が必要な人が病院等で実施される機能訓練、療養上の管理、看護、介護等を行います。	①筋委縮性側索硬化症(ALS)患者等気管切開を伴い人工呼吸器による呼吸管理を行っている方で障害支援区分6以上の方 ②筋ジストロフィー患者又は重症心身障がい者で障害支援区分5以上の方

サービス名	事業内容	対象者
短期入所 (福祉型・医療型)	自宅で介護する方が疾病その他の理由で不在の場合等、一時的に障害支援施設等へ入所させ、入浴、排泄、食事の介護その他必要な支援を行います。	障害支援区分1以上(児童の場合は短期入所の単価区分1以上)の方
自立訓練 (機能訓練)	身体障がい者に対して身体機能の回復等に必要なる理学療法、作業療法、その他必要なりハビリテーションや生活等に関する相談や助言等の支援を行います。 (標準利用期間は18か月)	身体機能や生活能力の維持向上等のため、一定の支援が必要な身体障がい者で ①入所施設や病院を退所・退院した方で、身体的リハビリテーションの継続や身体機能の維持・回復等の支援が必要な方 ②特別支援学校を卒業した方で地域生活を営む上で身体機能維持・回復等の支援が必要な方
自立訓練 (生活訓練)	知的障がい者や精神障がい者に対して入浴、排泄、食事等に関する自立した日常生活を営むために必要な訓練、生活等に関する相談及び助言等の支援を行います。(標準利用期間は24か月)	地域生活を営む上で、生活能力の維持・向上等のため、一定の支援が必要な知的障がい者や精神障がい者
就労選択支援 【新規】 ※令和7年10月予定	障がい者本人が就労先・働き方についてより良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等にあった選択を支援します。	①新たに就労継続支援又は就労移行支援を利用する意向がある障がい者 ②既に就労継続支援または就労移行支援を利用しており、支給決定の更新の意向がある障がい者
就労移行支援	一般企業等への就労が可能と見込まれる65歳未満の障がい者に、訓練、求職活動に関する支援、就職後の職場定着のための相談支援等を行います。(標準利用期間は24か月)	就労を希望する方で、単独では就労することが困難であるため、支援が必要な65歳未満の方
就労継続支援 (A型)	一般企業で雇用が困難な障がい者に対して適切な支援により雇用契約に基づく就労の機会を提供するとともに、一般企業での雇用に必要な知識や能力向上のために必要な訓練等を行います。	雇用契約に基づき、継続的に就労することが可能な65歳未満の方
就労継続支援 (B型)	一般企業等に雇用されることが困難な方に、生産活動、その他の活動の機会の提供、その他の就労に必要な知識や能力の向上のために必要な訓練等を行います。	就労移行支援事業等を利用したが一般企業等の雇用に結びつかない方や、一定の年齢に達している方等であって、就労の機会等を通じ、生産活動にかかる知識及び能力の向上や維持が期待される方

サービス名	事業内容	対象者
就労定着支援	障がい者との相談を通じて生活面の課題を把握するとともに、企業や関係機関等との連絡調整やそれに伴う課題解決に向けて必要となる支援を実施します。	就労移行支援等の利用者を経て一般就労へ移行した障がい者で、就労に伴う環境変化により生活面の課題が生じている方

②日中活動系サービスの第6期計画の実績と第7期計画見込み

区 分			第6期			第7期		
			3年度実績	4年度実績	5年度見込	6年度見込	7年度見込	8年度見込
生活介護 ( )内、うち重度障がい者数	計画	実利用者数 (人/月)	115	120	122	120 (20)	120 (20)	120 (20)
		延利用者数 (人日/月)	2,172	2,205	2,222	2,200	2,200	2,200
	実績	実利用者数 (人/月)	112	112 (19)	120 (18)			
		延利用者数 (人日/月)	2,128	2,097	2,200			
療養介護	計画	実利用者数 (人/月)	13	13	13	15	15	15
	実績	実利用者数 (人/月)	13	12	15			
短期入所 (福祉型・医療型) ( )内、うち重度障がい者数	計画	実利用者数 (人/月)	42	43	44	46 (1)	46 (1)	46 (1)
		延利用者数 (人日/月)	473	488	496	310	310	310
	実績	実利用者数 (人/月)	44	47 (1)	45 (1)			
		延利用者数 (人日/月)	283	263	310			
自立訓練 (機能訓練)	計画	実利用者数 (人/月)	1	1	1	1	1	1
		延利用者数 (人日/月)	6	6	6	20	20	20
	実績	実利用者数 (人/月)	1	1	1			
		延利用者数 (人日/月)	21	3	18			
自立訓練 (生活訓練) 【 】内、うち精神障がい者数	計画	実利用者数 (人/月)	1	1	1	1 【0】	1 【0】	1 【0】
		延利用者数 (人日/月)	5	5	5	10	10	10
	実績	実利用者数 (人/月)	0	0 【0】	1 【1】			
		延利用者数 (人日/月)	0	0	10			
新規 就労選択 支援 ※令和7年10月予定	計画	実利用者数 (人/月)				—	1	1
		延利用者数 (人日/月)				—	10	10
	実績	実利用者数 (人/月)	—	—	—			
		延利用者数 (人日/月)						

区 分			第 6 期			第 7 期		
			3 年度 実績	4 年度 実績	5 年度 見込	6 年度 見込	7 年度 見込	8 年度 見込
就労移行 支援	計画	実利用者数 (人/月)	5	5	5	6	6	6
		延利用者数 (人日/月)	40	40	40	75	75	75
	実績	実利用者数 (人/月)	6	7	5			
		延利用者数 (人日/月)	38	23	50			
就労継続 支援 A 型 (雇用型)	計画	実利用者数 (人/月)	2	2	2	5	5	5
		延利用者数 (人日/月)	34	34	34	100	100	100
	実績	実利用者数 (人/月)	0	0	3			
		延利用者数 (人日/月)	0	0	80			
就労継続 支援 B 型 (非雇用型)	計画	実利用者数 (人/月)	107	110	112	115	115	115
		延利用者数 (人日/月)	1,556	1,866	2,053	2,000	2,000	2,000
	実績	実利用者数 (人/月)	104	118	110			
		延利用者数 (人日/月)	1,656	1,723	2,000			
就労定着 支援	計画	実利用者数 (人/月)	1	1	1	1	1	1
	実績	実利用者数 (人/月)	0	0	1			

③日中系サービスの第 6 期計画の検証と第 7 期計画の方針

区分	第 6 期計画の検証	第 7 期計画の方針
生活介護	<p>コロナ禍により利用者と日数の微減もありましたが、5 類に変更され、徐々に増加しています。</p> <p>★利用事業所数：市内 3、市外 2 8</p>	<p>各事業所と連携を図り、サービス量の適正な確保に努めます。</p>
療養介護	<p>利用者はほぼ一定でした。</p> <p>★利用事業所数：市内 1、市外 6</p>	<p>医療機関との連携を図り、サービス量の確保に努めます。</p>
短期入所 (ショートステイ)	<p>コロナ禍により利用者と日数の微減もありましたが、5 類に変更され、徐々に増加しています。</p> <p>★利用事業所数：市内 3、市外 7</p>	<p>病院併設型の短期入所事業所支援を行い、高齢者施設等とも連携を図ります。</p>
自立訓練 (機能訓練)	<p>3 名の利用がありました。</p> <p>★利用事業所数：市内 0、市外 2</p>	<p>各事業所と連携を図り、利用者ごとのニーズに沿った支援と、サービス量の適正な確保に努めます。</p>
自立訓練 (生活訓練)	<p>対象者はありませんでした。</p>	<p>現状では対象者はいませんが、各事業所と連携を図り、サービス量の適正な確保に努めます。</p>
新規 就労選択支援 ※令和 7 年 10 月 予定	-	<p>就労アセスメントの手法を活用し、本人の希望、就労能力や適性等にあった選択を支援しサービスにつなげます。</p>

区分	第 6 期計画の検証	第 7 期計画の方針
就労移行支援	7名の利用がありました。 ★利用事業所数：市内1、市外2	市各事業所と連携を図り、利用者ごとのニーズに沿った支援と、市内の事業所開設についても推進していきます。
就労継続支援（A型）	13名の利用がありました。 ★利用事業所数：市内1、市外1	
就労継続支援（B型）	利用者は増加傾向にあります。 ★利用事業所数：市内4、市外15	「養父市優先調達方針」に基づき、障害者福祉施設の受注拡大や工賃向上を図る支援をします。
就労定着支援	対象者はありませんでした。	利用者ニーズにより市内事業所開設について推進していきます。
総括	市内に新しく就労移行支援事業所と就労継続支援A型事業所が開設されたことにより、当該サービス利用者が増加しています。	第6期の実績見込み値を踏まえ、サービスの種別ごとに利用する見込みの人数を積み上げ、現状を反映した数値設定としました。 市内に事業所がないサービスについては、事業所の開設について推進していきます。

### （3）居住系サービス

#### ①居住系サービスの内容と対象者

サービス名	事業内容	対象者
共同生活援助（グループホーム）	主として夜間において、共同生活する住居において相談支援や日常生活援助を行います。	身体・知的・精神障がい者で、自立支援給付費で日中活動系サービスの利用者、又は介護を必要とせず就労している方
施設入所支援	施設において、主に夜間に入浴、排泄、食事の介助等、必要な日常生活上の支援を行います。	障害支援区分4以上（50歳以上の場合は3以上）の方
自立生活援助	定期的に利用者の居宅を訪問し、食事・洗濯・掃除などに課題はないか、公共料金や家賃に滞納はないか、体調の変化はないか、通院しているか、地域住民との関係は良いかなどについて確認を行い、必要な助言や医療機関等との連絡調整を行います。	障害者支援施設やグループホーム等を利用していた障がい者で一人暮らしを希望する方

②居住系サービスの第6期計画の実績と第7期計画見込み

区 分			第6期			第7期		
			3年度 実績	4年度 実績	5年度 見込	6年度 見込	7年度 見込	8年度 見込
共同生活援助 グループホーム 【 】内、うち 精神障がい者数 ( )内、うち重 度障がい者数	計画	実利用者数 (人/月)	33	34	35	26 【14】 (0)	26 【14】 (0)	26 【14】 (0)
	実績	実利用者数 (人日/月)	27 【14】 —	25 【12】 (0)	28 【14】 (0)			
施設入所支援	計画	実利用者数 (人/月)	72	72	71	75	75	75
	実績	実利用者数 (人/月)	75	75	75			
自立生活援助 【 】内、うち 精神障がい者数	計画	実利用者数 (人/月)	4	4	4	1 【0】	1 【0】	1 【0】
	実績	実利用者数 (人/月)	19 【13】	3 【3】	1 【0】			

③居宅系サービスの第6期計画の検証と第7期計画の方針

区分	第6期計画の検証	第7期計画の方針
共同生活援助 グループホーム	グループホームの増床もあり、利用 者が増加しました。 ★利用事業所数：市内2、市外9	これまでの利用者のほか、新たな 利用者の支援も行います。
施設入所支援	利用者が増加しました。 ★利用事業所数：市内1、市外19	地域移行できる利用者や通過施設 利用者数を見込み支援を行います。
自立生活援助	利用者が減少しました。 ★利用事業所数：市内1、市外0	事業所と連携を図り、利用者のニ ーズに沿った支援を行います。
総 括	グループホームの増床もあり、利用 者が増加傾向にあります。自立訓練 (機能訓練)の利用に伴う施設入所も あり、利用者が増加しています。	第6期の実績見込み値のほか、在 宅等からの新たな利用者数を見込み 設定しました。 障害のある人が安心して地域移行 できるよう、関係機関等と連携する 体制を整えます。

(4) 相談支援

①相談支援の内容と対象者

サービス名	事業内容	対象者
計画相談支援	障害福祉サービス利用者に対して心 身の状況等を総合的に勘案し、様々な 種類のサービスを適切かつ計画的に利 用するための計画を作成するととも に、一定期間ごとにモニタリングを行 います。	障害福祉サービス又は地域相 談支援を利用する全ての障がい 者

サービス名	事業内容	対象者
地域移行支援	障害者支援施設等に入所中の障がい者又は精神科病院に入院中の精神障がい者を対象とした、地域生活の準備のための外出支援や入居支援等を行います。	①障害者支援施設又は児童福祉施設に入所している障がい者 ②精神科病院に入院している精神障がい者 ③救護施設又は更生施設に入所している障がい者
地域定着支援	居宅において単身等の障がい者を対象とした 24 時間の相談支援等を行います。	居宅において単身であるか、または家庭の状況などにより、同居している家族による支援を受けられない方

### ②相談支援の第6期計画の実績と第7期計画見込み

区 分			第6期			第7期		
			3年度 実績	4年度 実績	5年度 見込	6年度 見込	7年度 見込	8年度 見込
計画相談支援	計画	実利用者数 (人/月)	260	262	263	135	135	135
	実績	実利用者数 (人/月)	254	267	125			
地域移行支援 【】内、精神障 がい者数	計画	実利用者数 (人/月)	5	6	7	4 【4】	4 【4】	4 【4】
	実績	実利用者数 (人/月)	15 【15】	6 【6】	4 【4】			
地域定着支援 【】内、精神 障がい者の利 用者数	計画	実利用者数 (人/月)	6	8	9	6 【6】	6 【6】	6 【6】
	実績	実利用者数 (人/月)	43 【43】	6 【6】	5 【5】			

### ③相談支援の第6期計画の検証と第7期計画の方針

区分	第6期計画の検証	第7期計画の方針
計画相談支援	障害福祉サービス利用者が増加しました。 ★利用事業所数：市内3、市外33	障害福祉サービス利用者の推移を見込み、利用者のニーズに沿った支援を行います。  精神科病院の退院予定者等を見込んで、地域移行支援を必要とする方の支援を行います。
地域移行支援	利用者が増加しました。 ★利用事業所数：市内1、市外0	
地域定着支援	利用者が増加しました。 ★利用事業所数：市内1、市外0	

区分	第6期計画の検証	第7期計画の方針
総括	<p>障害福祉サービス利用者が増加したことにより見込みを上回る利用がありました。</p> <p>精神科病院退院時の連絡会及び連絡体制の整備により、地域移行・地域定着の推進につながりました。</p>	<p>第6期の実績見込み値のほか、基幹相談支援センターの設置など、障害福祉サービスの利用者のニーズに沿った適切な支援が行えるよう推進します。</p> <p>また、事業所と連携し相談支援専門員に対する研修を実施し、専門的な質の高い支援体制を整備します。</p>

## 2 地域生活支援事業に関すること

### (1) 地域生活支援事業

#### ① 地域生活支援事業の内容と対象者

事業名	事業内容
理解促進研修・啓発事業	障がい者等に対する理解を深めるための研修啓発事業です。
自発的活動支援事業	障がい者等やその家族、地域住民等が自発的に行う活動に対する支援事業です。
障害者相談支援事業	障がい者や障がい児の保護者の様々な相談に応じ、必要な情報の提供や助言、障害福祉サービスの利用に関する調整等の支援を行います。また、虐待の防止や早期発見のため関係機関との連絡調整、権利擁護のための必要な援助を行います。
①基幹相談支援センター	地域の相談支援の拠点として、総合的な相談業務を行います。
②市町村相談支援機能強化事業	相談支援事業が適性かつ円滑に実施されるよう、一般的な相談支援事業に加え、特に必要と認められる能力を有する専門的職員を配置することにより相談支援機能の強化を図ります。
③住宅入居等支援事業	賃貸契約による一般住宅への入居を希望しているが、保証人がいない等の理由により入居が困難な障がい者等に対して、入居に必要な調整等の支援を行うとともに家主等への相談・助言を通じて地域生活を支援します。
自立支援協議会	地域の実情に応じた体制の整備について協議を行うため、令和2年度に養父市自立支援協議会を設置しました。
成年後見制度利用支援事業	成年後見制度の利用が有効と認められる知的障がい者や精神障がい者に対して成年後見制度利用を支援することにより障がい者の権利擁護を図ります。
成年後見制度法人後見支援事業	成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人確保の体制整備及び法人後見活動支援の研修等を行う。

事業名	事業内容
意思疎通支援事業(コミュニケーション支援事業)	聴覚、言語機能、音声機能その他の障がいのため意思疎通を図ることに支障がある障がい者等の意思疎通の円滑化を図ります。 ①手話通訳者・要訳筆記奉仕員派遣事業 ②手話通訳者設置事業
③手話奉仕員養成研修事業	聴覚障害者等との交流活動の促進、市長の広報活動等の支援者として日常会話程度の手話表現技術を習得した手話奉仕員を養成します。
移動支援事業	屋外で移動が困難な障がい者等について、外出のための支援を行い、地域における自立生活及び社会参加を促します。
地域活動支援センター事業	創作的な活動や生産活動の機会の提供や社会との交流促進等の便宜を供与する事業を実施し、障がい者の地域生活を支援します。

①地域生活支援事業の内容と対象者(続き)

事業名	事業内容	
日常生活用具 日給付等事業	重度障がい者(児)に対し、日常生活上の便宜を図るため、下記用具の購入費用の助成を行います。	
①介護訓練支援用具	特殊寝台や特殊マット等の障がい者(児)の身体介護を支援する用具や障がい児が訓練に用いる椅子等であって、利用者及び介助者が使用でき、実用性があるもの。	
②自立生活支援用具	入浴補助用具や聴覚障害者用屋内信号装置等の障がい者(児)の入浴、食事、移動等の自立生活を支援する用具であって、利用者及び介助者が使用でき、実用性があるもの。	
③在宅療養等支援用具	電気式痰吸引器や盲人用体温計等の障がい者(児)の在宅療養等を支援する用具であって利用者が使用でき実用性があるもの。	
④情報・意思疎通支援用具	点字器や人工咽頭等の障がい者(児)の情報収集・伝達や意思疎通等を支援する用具で、利用者が使用でき実用性があるもの。	
⑤排泄管理支援用具	ストマ用装具等の障がい者(児)の排泄管理を支援する衛生用品であって、利用者が使用でき、実用性があるもの。	
⑥居宅生活動作補助用具(住宅改修費)	障がい者(児)の居宅生活動作等を円滑にする用具で、設置に小規模な住宅改修を伴うもの。	
その他	スポーツ・レクリエーション教室開催事業	障がい者スポーツの普及を図るための講習会やスポーツ大会の開催を支援します。
	日中一時支援	障がい者を介護している家族が一時的に介護できない場合に、障がい者の日中における支援や活動の場を確保するため、日中の一時預かりを行います。
	重度障害者等入浴サービス事業	地域における障がい者の生活を支援するために、入浴サービスを提供します。(市内の2施設で、入浴サービス実施)
	福祉ホーム事業	住宅を求めている障がい者に、低額な料金で居室その他の設備を提供します。また、福祉ホームの運営費の一部を助成します。

②地域生活支援事業の第6期計画の実績と第7期計画見込み

区 分			第6期			第7期		
			3年度 実績	4年度 実績	5年度 見込	6年度 見込	7年度 見込	8年度 見込
理解促進研修・ 啓発事業	計画	実施 有無	実施	実施	実施	実施	実施	実施
	実績		無	有	有			
自発的活動 支援事業	計画	実施 有無	検討	検討	検討	実施	実施	実施
	実績		無	無	無			
障害者相談 支援事業	計画	個所数	4	4	4	4	4	4
	実績		4	4	4			
①基幹相談 支援センタ ー	計画	設置 有無	令和3年度に設置済み			-		
	実績							
②住宅入居 等支援事業	計画	実施 有無	検討	検討	検討	検討	検討	検討
	実績		無	無	無			
地域自立支援 協議会	計画	設置 有無	令和2年度に養父市自立支援 協議会を設置済み			-		
	実績							
成年後見制度 支援事業	計画	実施 有無	実施	実施	実施	実施	実施	実施
	実績		1人	1人	1人			
成年後見制度法 人後見支援事業	計画	実施 有無	検討	検討	検討	実施	実施	実施
	実績		有	無	無			
意思疎通支援事業（コミュニケーション支援事業）								
①手話通訳 者・要約筆記 派遣事業	計画	実利用 者数	3	3	3	20	20	20
	実績		12	16	20			
②手話通訳 設置事業	計画	設置 有無	検討	検討	検討	検討	設置	設置
	実績		無	無	無			
③手話奉仕 員養成研修 事業	計画	実績 有無	実施	実施	実施	実施	実施	実施
	実績		有	有	有			
移動支援事業	計画	実利用 者数	3	6	7	20	20	20
		延利用 時間	70	140	196	200	200	200
	実績	実利用 者数	2	5	20			
		延利用 時間	19	45	200			
地域活動支援 センター事業	計画	実利用 者数	10	10	10	15	15	15
		市内 箇所数	1	1	1	1	1	1
		市外 箇所数	3	3	3	3	3	3

	実績	実利用者数	17	18	11	
		市内箇所数	1	1	1	
		市外箇所数	2	1	3	

②地域生活支援事業の第6期計画の実績と第7期計画見込み（続き）

区 分			第6期			第7期			
			3年度実績	4年度実績	5年度見込	6年度見込	7年度見込	8年度見込	
日常生活用具給付等事業	計画	小計	653	666	673	626	626	626	
	実績		676	693	623				
①介護訓練支援用具	計画	件数	2	2	2	5	5	5	
	実績		1	0	3				
②自立生活支援用具	計画	件数	2	2	2	5	5	5	
	実績		3	5	5				
③在宅療養等支援用具	計画	件数	6	6	6	10	10	10	
	実績		4	2	8				
④情報・意思疎通支援用具	計画	件数	7	6	6	5	5	5	
	実績		4	0	6				
⑤排泄管理支援用具	計画	件数	633	646	653	600	600	600	
	実績		664	683	600				
⑥居宅生活動作補助用具(住宅改修費)	計画	件数	3	4	4	1	1	1	
	実績		0	3	1				
その他事業	スポーツ・レクリエーション教室開催事業	計画	開催数	1	1	1	1	1	1
		実績	1	1	1				
	日中一時支援事業	計画	実施有無	実施	実施	実施	実施	実施	実施
		実績		有	有	有			
	重度障がい者等入浴サービス事業	計画	実施件数	1	1	1	1	1	1
		実績		1	1	1			
	福祉ホーム事業	計画	助成件数	1	1	1	1	1	1
		実績		1	1	1			

③地域生活支援の第5期計画の検証と第6期計画の方針

事業名		第6期計画の検証	第7期計画の方針	
必須事業	理解促進研修・啓発事業	令和元年度より精神障がい者家族会へ事業委託による啓発事業を実施しました。	障がい者等に対する理解を深めるための研修啓発事業を実施します。	
	自発的活動支援事業	対象となる事業の実施はありませんでした。	障がい者等やその家族、地域住民等が自発的に行う活動に対する支援事業の実施にむけて検討していきます。	
	障害者相談支援事業	基幹相談支援センター	令和4年度に基幹相談支援センターを設置しました。	今後も地域の相談支援の拠点として、総合的な相談業務をいいます。
		住宅入居等支援事業	対象となる事業の実施はありませんでした。	相談支援事業と一体的に対応していきます。
	地域自立支援協議会	第2期の自立支援協議会を行っています。	今後も協議会内の専門部会にて障がい福祉関係機関と課題解決のため、課題検討等を行っています。	
	成年後見制度利用支援事業	本事業を必要とする対象者に対して、制度利用のための支援や後見人に対する報酬の一部を補助しました。	成年後見制度利用支援事業については、今後も対象者があった場合、速やかに対応します。	
	成年後見制度法人後見支援事業	対象となる事業の実施はありませんでした。	成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人確保の体制整備及び法人後見活動支援の研修等を検討します。	
	意思疎通支援事業 (コミュニケーション支援事業)	聴覚障がいのある人等が参加する講演会等に、手話通訳者の派遣を実施しました。	関係機関・団体等と連携し必要なサービス量を確保していきます。障がいのある人のニーズ把握に努めながら適切な派遣調整に努めます。手話通訳者設置事業は検討していきます。	

③地域生活支援の第6期計画の検証と第7期計画の方針（続き）

事業名		第6期計画の検証	第7期計画の方針
必須事業	日常生活用具給付等事業	支援が必要な対象者に必要となる日常生活用具等の支給を行いました。	障がい者（児）が社会生活の向上を図ることができるよう、制度の周知を図るとともに障がいの特性にあわせた適切な用具の給付を行います。

	手話奉仕員養成 研修事業	令和4年度、令和5年度は養父市が事務局となり、兵庫県聴覚障害者センター委託事業を実施しました。	兵庫県聴覚障害者センターの協力を得て、朝来市との共同実施により2年毎に事務局を交代して実施します。	
	移動支援事業	市内2か所の事業所の事業所と協力して、移動に支援が必要な方の支援を実施しました。	市内の事業所は2か所です。市外の事業所も含めて、障がい者の生きがいや社会参加推進のため、今後もさらに推進を図っていきます。	
	地域活動支援センター機能強化事業	市内1ヶ所の地域活動支援センターに対し、補助を実施しました。	市内の地域活動支援センターの機能強化を図るため補助金を交付します。	
任意事業	日常生活支援	福祉ホーム事業	市外に入居している1名の利用者に対し運営補助を実施しました。	本市出身の入居者のいる福祉ホームに対して運営費補助を実施します。
		生活訓練等	重度者障害者等入浴サービスを実施しました。	対象者は少数ですが、今後も継続実施します。
		日中一時支援事業	実施事業所と協力して、利用者のニーズに沿った支援を実施しました。	実施事業所の確保とともに、利用者のニーズに応じた柔軟な対応に努めます。
	社会参加支援	レクリエーション活動支援	障がい者スポーツの普及を図るための講習会・スポーツ大会を開催しました。	障がい者スポーツの普及を図るため、必要に応じた支援を行います。
	その他事業	文字による情報入手が困難な障がい者等のために、市広報紙を音声化し放送するなど、必要な情報を提供しました。	今後も臨機応変に、対象者の必要に応じて支援を進めていきます。	

### 3 障がい児通所支援に関すること

#### 障がい児通所支援

##### ①障がい児通所支援の内容と対象者

サービス名	事業内容
児童発達支援	日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練等、その他必要な支援を行います。
医療型児童発達支援	上肢、下肢又は体幹の機能障害がある児童に対して、児童発達支援及び治療を行います。
居宅訪問型児童発達支援	重度の障がい児であって、障害児通所支援の利用が困難な障がい児に対し、居宅を訪問して発達支援サービスを行います。
放課後等デイサービス	授業の終了後又は夏休み等の長期休暇中に生活能力向上のための訓練等を継続的に提供することにより、学校教育と相まって障がい児の自立を促進するとともに、放課後等の居場所を提供します。
保育所等訪問支援	保育所等を訪問し、障がい児に対して、集団生活への適応のための専門的な支援その他必要な支援を行います。
障害児相談支援	障害児通所支援等のサービスが適切に利用できるように、計画の相談や作成、見直し、事業所との連絡調整等を行います。また、障がい児の抱える課題の解決に向けて関係機関等とともに支援を行います。
児童発達支援センター	児童発達支援、相談支援、保育所等訪問支援を複合的に実施し、障がい児福祉サービスの中核的な機関として支援を行います。

##### ②障がい児通所支援の第2期計画の実績と第3期計画見込み

区 分			第2期			第3期		
			3年度 実績	4年度 実績	5年度 見込	6年度 見込	7年度 見込	8年度 見込
児童発達支援 (訪問型及び 医療的ケア児 含む)	計画	実利用者数 (人/月)	19	20	21	20	20	20
		延利用者数 (人日月)	63	64	65	65	65	65
	実績	実利用者数 (人/月)	20	22	20			
		延利用者数 (人日月)	68	63	60			
障害児 相談支援	計画	実利用者数 (人/月)	46	47	48	20	20	20
	実績	実利用者数 (人/月)	52	52	15			
放課後等 デイサービス (医療的ケア 児含む)	計画	実利用者数 (人/月)	24	25	26	32	32	32
		延利用者数 (人日月)	297	308	314	325	325	325
	実績	実利用者数 (人/月)	30	30	20			
		延利用者数 (人日月)	308	305	290			

②障がい児通所支援の第2期計画の実績と第3期計画見込み（続き）

区 分			第2期			第3期		
			3年度 実績	4年度 実績	5年度 見込	6年度 見込	7年度 見込	8年度 見込
保育所等 訪問支援	計画	実利用者数 (人/月)	1	1	1	1	1	1
		延利用者数 (人日月)	1	1	1	2	2	2
	実績	実利用者数 (人/月)	0	0	1			
		延利用者数 (人日月)	0	0	1			
児童発達 支援センター	計画	設置 有無	検討	検討	設置	検討	検討	設置
	実績		無	無	無			

③障がい児通所支援の第2期計画の検証と第3期計画の方針

区分	第2期計画の検証	第3期計画の方針
児童発達支援	利用者が増加しました。 ★利用事業所数：市内1、市外2	医療的ケア児が安心して利用できるよう、新たな事業所を含めた支援を行います。
医療型 児童発達支援	対象者はありませんでした。	現状では対象者はいませんが、各事業所と連携を図り、サービス量の適正な確保に努めます。
居宅訪問型 児童発達支援	対象者はありませんでした。	
障害児 相談支援	利用者が増加しました。 ★利用事業所数：市内4、市外1	事業所と連携を図り、利用者のニーズに沿った支援を行います。
放課後等 デイサービス	利用者が増加しました。 ★利用事業所数：市内2、市外4	医療的ケア児が安心して利用できるよう、新たな事業所を含めた支援を行います。
保育所等 訪問支援	1名の利用がありました。 ★利用事業所数：市内0、市外1	利用者のニーズに沿った支援を行います。
児童発達支援 センター	設置に向けた検討を実施しました。	地域のニーズを把握しながら設置に向けた調整を行います。
総 括	幼児期からの療育の利用希望が増えており、児童発達支援の利用者が増加傾向である。	医療的ケア児に対応できる支援機関が不足しているため、対応できる事業所の開設について推進していきます。 また、今後も継続して児童発達支援センターの設置について検討を行っていきます。

# 資 料

- 1 養父市障害者計画、障害福祉計画策定委員会設置要綱
- 2 養父市障害者計画、障害福祉計画策定委員会委員名簿

## 養父市障害者計画及び障害福祉計画策定委員会設置要綱

### (設置)

第1条 本市における障害者に関する基本的かつ総合的な施策の指針となる障害者基本法（昭和45年法律第84号）第11条第3項の規定による養父市障害者計画（以下「障害者計画」という。）及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第88条第1項の規定による養父市障害福祉計画（以下「障害福祉計画」という。）を策定するため、養父市障害者計画及び障害福祉計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

### (所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について調査及び検討を行う。

- (1) 障害者計画の策定に関すること。
- (2) 障害福祉計画の策定に関すること。
- (3) その他障害福祉施策に関して必要な事項

### (組織)

第3条 委員会の委員は、次の各号に掲げる委員をもって、16人以内で組織する。

- (1) 学識経験者
- (2) 社会福祉関係団体等の代表者
- (3) 行政関係者
- (4) 市民から公募する者

### (任期)

第4条 委員の任期は、障害者計画又は障害福祉計画策定終了までとする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### (委員長及び副委員長)

第5条 委員会に、委員長及び副委員長各1人を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選により選任する。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総括する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

### (会議)

第6条 委員会は、委員長が招集しその議長となる。

- 2 委員長が必要であると認めるときは、委員以外の出席を求め、意見及び説明を聴くことができる。

### (費用弁償)

第7条 委員が、招集に応じ委員会に出席したときは、養父市証人等の実費弁償に関する条例（平成16年養父市条例第49号）により費用の弁償として旅費を支給する。

### (庶務)

第8条 委員会の庶務は、健康福祉部社会福祉課において処理する。

### (その他)

第9条 この告示に定めるもののほか、策定委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

### 附 則

この告示は、平成23年6月1日から施行する。

### 附 則（平成25年告示第32号）

この告示は、平成25年4月1日から施行する。

### 附 則（平成26年告示第72号）

この告示は、平成26年7月1日から施行する。

養父市障害者計画及び障害福祉計画策定委員会委員名簿

	選出区分	所 属	氏 名
1	医療関係	養父市医師会	枚田 一広
2		公立八鹿病院	田中 成之
3		医療法人社団絹和会 但馬病院	前田 収
4	社会福祉関係	養父市社会福祉協議会	谷本 好美
5		社会福祉法人さつき福社会	西村 真人
6		社会福祉法人かるべの郷福社会	中川 祐一
7		社会福祉法人神戸聖隷福祉事業団 エスポワールこじか	種谷 啓太
8	行政機関関係	豊岡公共職業安定所八鹿出張所	野村 康治
9	公共的団体関係	養父市民生委員児童委員協議会 連合会	宮岡 秀司
10		養父市区長会	福井 陳訓
11		養父市商工会	日下部 武志
12	障害者団体関係	養父市手をつなぐ育成会	政次 貴美子
13		養父市身体障害者福社会	平岡 信男
14		養父市ゆうきの会家族会	西村 恵子
15		かるべの郷福社会 かるべの郷ドリーム相談所 管理者	中川 祐一
16	公募委員	一般社団法人 猫の手くらぶ	藤原 真弓
17			石本 毅

第4次養父市障がい者計画  
第7期養父市障がい福祉計画・第3期養父市障がい児福祉計画

発行日 令和6年3月

発行 養父市

編集 養父市健康福祉部社会福祉課

〒667-8651

兵庫県養父市八鹿町八鹿1675番地

電話 079-662-3162

FAX 079-662-2601

